

一般廃棄物処理基本計画書

平成 22 年 12 月

北海道様似町

第 1 編 ごみ処理基本計画

第 1 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域の概要	2
第 2 ごみ処理の現状	14
1 ごみ処理フロー	14
2 ごみの排出量・リサイクル率など	15
3 ごみの発生・排出抑制への取組	21
4 収集運搬	22
5 中間処理	24
6 最終処分	29
7 ごみ処理経費	31
8 関連法令等の動向	33
9 ごみ処理に関する課題	44
第 3 計画の基本方針	45
1 ごみ処理の基本的方向	45
2 計画の基本方針	46
3 計画期間	47
4 計画の対象区域	47
第 4 ごみの排出量及び処理量の見込み	48
1 行政区域内人口の推計	48
2 ごみ排出量の推計	51
3 ごみの減量目標の設定	55
第 5 ごみ処理計画	57
1 ごみの排出抑制	57
2 収集・運搬	62
3 中間処理	65
4 最終処分	67
5 その他ごみ処理に関する事項	70

第 2 編 生活排水処理基本計画

第 1 計画の策定にあたって	71
1 計画策定の趣旨	71
第 2 生活排水の排出状況	72
1 生活排水処理体系の現状	72
2 公共下水道の現状	75
3 浄化槽事業の概要	77
第 3 生活排水処理計画	78
1 生活排水処理に係る理念、目標	78
2 生活排水処理施設整備の基本方針	78
3 目標年次	79
4 計画処理区域	80
5 生活排水の処理主体	80
6 生活排水の処理計画	81
第 4 し尿・汚泥の処理計画	87
1 し尿・浄化槽汚泥の処理の現況	87
2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況	88
3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	89
4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し	89
第 5 その他の計画	91

第1編

ごみ処理基本計画

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

大量生産・大量消費の社会構造は、豊かな社会を実現しましたが、その結果、使い捨て文化が進行し、日常生活や事業活動から多種多様な廃棄物が増大しました。

このため「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」という社会経済システムから、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理によって天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する「循環型社会」への転換が強く求められるようになりました。さらに今日的な課題としては、地球規模での環境保全を図るため、「低炭素社会」や「自然共生社会」といった視点による取り組みを進める必要があります。

国においては「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会に対する基本的な考え方と枠組みを示すとともに、この法律の下で「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」が両輪となって廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を図るほか、個別品目の特性に応じた「容器包装リサイクル法」など各規制法に沿った具体的な施策が展開され、一定の成果を得ています。

様似町では、平成5年12月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、様似町クリーンセンター中間処理施設、最終処分場の整備を進めるとともに、ごみ処理の有料化の実施、資源ごみの分別収集の拡充など、適正処理とリサイクルの推進を図ってまいりました。しかしながら計画策定から17年が経過し、「循環型社会」の形成に向けた取り組みとともに「低炭素社会」や「自然共生社会」などと一体となった取り組みを進めていく上で新たな計画を策定し、ごみ処理を進めていくことが必要になっています。

このような状況の下、本計画はこれまでの様似町のごみ処理を振り返るとともに、今後目指すべき「循環型社会」、「低炭素社会」及び「自然共生社会」の形成に向けて必要な施策と住民・事業者・行政が果たすべき役割を明確にするものです。

2 地域の概要

2-1 まちの歴史

様似にかなり古くからアイヌ民族が住んでいたことは、チャシ跡などの遺跡からうかがうことができます。集落が形成されたのは、今から約 375 年前の寛永 12 年(1635 年)で、現在の海辺川で採金が行われた頃といわれています。

採金でにぎわったキリシタナイ（現在の西町）も、寛文 9 年(1669 年)のアイヌの蜂起後、鉾山が閉鎖され、その後、松前藩の支配下として海産物を主に交易を始めたことにより、漁場として繁栄してきました。

また、寛政 10 年(1798 年)には、近藤重蔵が千島からの帰路、日高と十勝の国境に山道を造り、翌年には、幕府支配のシャマニ会所が設けられ、初代詰合は中村小市郎が務め、駐留していた大河内善兵衛監督のもと、現場責任者として様似山道を完成させたことは、本町の歴史にとって重要な役割を果たしています。

さらに、享和 2 年(1802 年)蝦夷奉行の管下となり、文化 3 年(1806 年)には、幕府がオコタヌシ（現在の栄町）に蝦夷三官寺のひとつ等澍院を建立しました。

以来、本町は、水産業で発展し、定着農業がはじまったのは明治 18 年(1885 年)のことです。

明治 13 年(1880 年)に戸長役場が開設され、2 級町村制施行により 8 ヲ村を大字とした様似村が誕生したのは、明治 39 年(1906 年)になります。

明治 21 年(1888 年)には、公立様似簡易小学校が開校し、大正 14 年(1925 年)には浦河～様似間に送電線が完成し、278 戸に電灯が灯されました。

また、昭和 7 年(1932 年)には、様似船入澗第 1 期工事が着工、昭和 12 年(1937 年)に国鉄日高本線が様似駅まで開通、さらに昭和 16 年(1941 年)には現在の日本電工(株)日高工場が建設されるなど産業開発が進み、生活水準も向上し、現在の様似町の基盤が作られました。

このように尊い先人の英知と努力によって築かれた様似が、躍進の町「様似町」として力強くスタートしたのは、町制施行をした昭和 27 年(1952 年)のことです。

2-2 自然的環境

(1) 位置及び面積

様似町は、北海道の南東及び日高支庁管内の南東に位置し、北緯 42° 03′ から 42° 15′ までの間と東経 142° 52′ から 143° 12′ までの間にあって、西は鵜苫川を境として浦河町に、東はえりも町に、北東は日高山脈をもって十勝総合振興局管内広尾町に隣接し、南西は太平洋に臨んでいます。

面積は 364.33km²、東西に 20.2km、南北 20.6km で、太平洋に浮かぶ親子岩をはじめ、変化に富んだ美しい海岸線は 24.2km あります。



図 1-2-1 様似町の位置

(2) 地勢

地勢は、背面に日高山脈、前面は太平洋を臨み、様似川、海辺川の流域地帯を除くと、ほとんどが丘陵地帯、中起伏山地からなっており、河川の流域沿いと太平洋岸沿いに集落が形成されています。

山岳は、町の中央部に秀峰アポイ岳 (810.2m)、ピンネシリ (958.2m) の連山があり、日高山脈の支脈となっています。

特にアポイ岳は、植物学上貴重な存在となっており、高山植物群落としては全国で3ヵ所 (岩手県早池峰山、富山・長野県白馬岳) しかない特別天然記念物に指定されているほか、地質学的にも貴重な「幌満かんらん岩体」から成っていることから、平成20年12月には、アポイ岳とその周辺地域が「アポイ岳ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。

また、東には天狗岳 (669.0m)、袴腰山 (872.3m) があり、えりも町に接しています。

河川については、2級河川に指定されている幌満川 (24.8km)、様似川 (22.3km)、海辺川 (8.5km) のほか7の準用河川と39の普通河川があります。

幌満川には、民間の利水ダムと水力発電所が整備され、産業開発に重要な役割を果たしています。

様似川は、日高山脈を源として南下し、太平洋にそそぎ、河川水は水道水として利用され、また、流域の中流は農耕地、下流は中心市街地となっています。

(3) 気象

北海道の南東に位置し、太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて多少、風・波は強くなりますが比較的温暖な気候となっています。

本町には、気象庁のアメダス観測所（地域気象観測所）として、幌満観測所がありますが、降水量のみの測定となっているため、様似町に最も近い観測所である浦河地域特別観測所の平年値（統計期間：1971～2000 年）観測データを表 1-2-1 に示します。

年平均気温は 8 度前後で、夏季の最高気温が 30 度になることはほとんどなく、冬季の気温もマイナス 10 度を下ることは稀であり、大変過ごしやすい気候となっています。

表 1-2-1 気象の概要

月	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 の合計 (cm)	積雪の 深さ最大 (cm)
		平均	最高	最低				
1 月	40.7	-2.8	0.5	-6.2	5.3	140.4	57	19
2 月	26.9	-2.7	0.6	-6.2	5.0	161.3	40	16
3 月	50	0.1	3.4	-3.2	5.0	201.5	26	11
4 月	78.7	4.8	8.5	1.4	4.4	190.0	4	3
5 月	117.6	9.1	12.8	5.7	3.7	200.3	---	---
6 月	102.7	13.0	16.2	10.2	3.2	147.1	---	---
7 月	126.6	17.3	20.2	14.9	3.1	120.6	---	---
8 月	161.7	19.8	22.8	17.3	3.2	150.0	---	---
9 月	142.3	17.0	20.6	13.7	4.0	165.5	---	---
10 月	110.6	11.8	15.7	7.7	4.9	175.8	0	0
11 月	89.6	5.6	9.3	1.8	5.7	123.7	6	3
12 月	56.7	0.2	3.5	-3.1	5.6	112.5	34	9
年	1,104.1	7.8	11.2	4.5	4.4	1,888.6	170	22

資料：気象庁 HP より作成 観測地点：浦河

平成 21 年における道内他都市の気象と比較すると、降水量は釧路市に次いで多く、気温については、平均的であるとともに、寒暖の差が比較的少なくなっています。日照時間は、釧路市に次いで多く、また平均風速は釧路市、稚内市に次いで強くなっています。

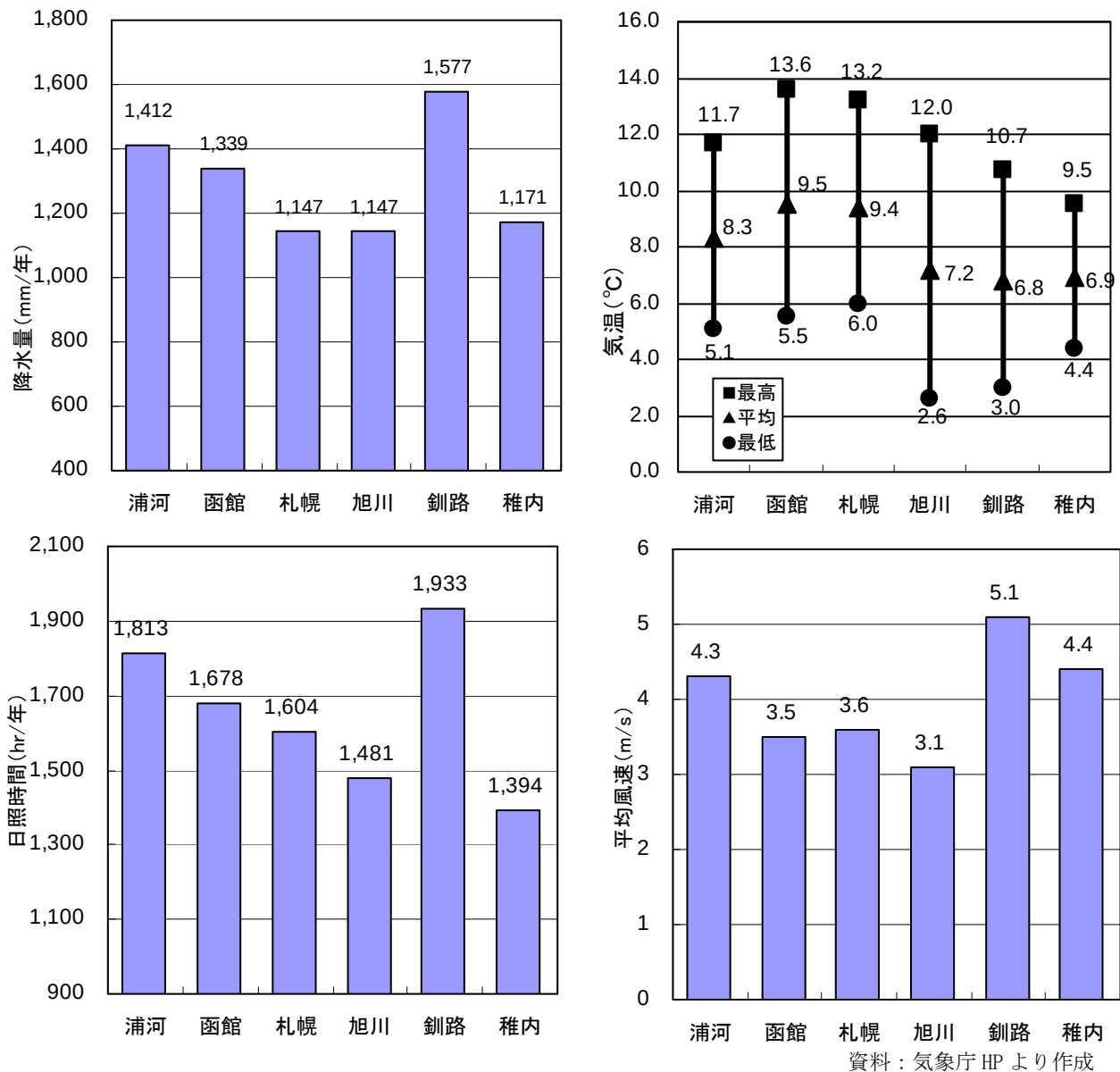


図 1-2-2 他都市との気象の比較（平成 21 年）

(4) 土地利用

地目別面積（平成 19 年 1 月 1 日現在）による土地利用の現状は、森林が 96.3%と最も多く、以下、畑 2.9%、宅地 0.5%、その他が 6.1%となっています。

宅地は、中心市街地近郊の原野などからの宅地化が少しずつ進んでいます。

農用地は、様似川及び海辺川流域沿いの平坦地や一部の丘陵地にあり、水稻、施設野菜、軽種馬、酪農を中心とした農業経営が行われています。

表 1-2-2 地目別面積

地目	田	畑	宅地	池沼	山林
面積(km ²)	0.94	9.57	1.69	0.00	321.42
割合	0.3%	2.9%	0.5%	0.0%	96.3%
地目	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積(km ²)	0.80	8.64	0.81	20.46	333.62
割合	0.2%	2.6%	0.2%	6.1%	100.0%

資料：固定資産税概況調査（平成 19 年 1 月 1 日現在）

2-3 社会的環境

(1) 人口

平成 17 年の国勢調査による人口は、5,711 人(男 2,728 人、女 2,983 人)、世帯数は 2,334 世帯で、平成 12 年の同調査と比較すると総人口で 499 人(8.0%)減少しており、本町の人口が最も多かった昭和 30 年国勢調査時の 10,163 人をピークに年々減少しています。特に減少率は昭和 60 年以降 6～8%という高い状況が続いています。

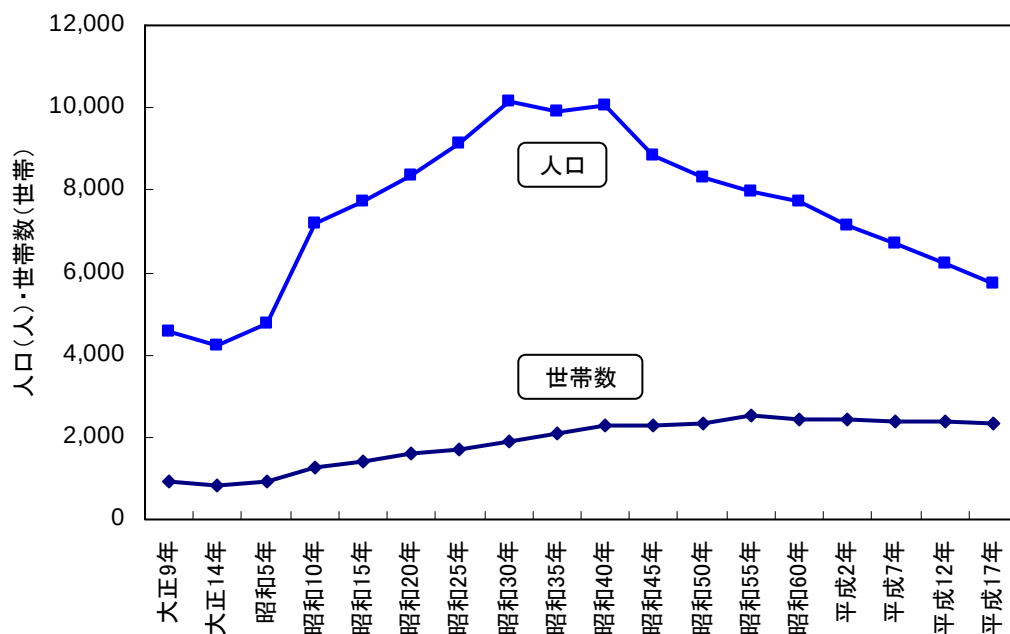


図 1-2-3 人口及び世帯数の推移（国勢調査）

この人口の減少については、基幹産業である第一次産業の低迷や長引く不況などにより、町内での就業の場が少ないため、学卒者をはじめとした人口の都市への流出が続いていること、少子化による幼年人口の大幅な減少が主な原因となっています。

年齢階層別人口で見ると、平成 17 年度国勢調査で、幼年人口(0～14 歳)は 697 人で 12.2%、生産年齢人口(15～64 歳)は 3,439 人で 60.2%、老年人口(65 歳以上)は 1,575

人で 27.6%となっており、平成 2 年と比較すると幼年人口は 50.2%の減少、生産年齢人口は 25.8%減少しているのに対し、老年人口は 40.0%の増加となり、高齢者比率も 27.6%で全国(20.1%)、北海道(21.4%)を大幅に上回っています。

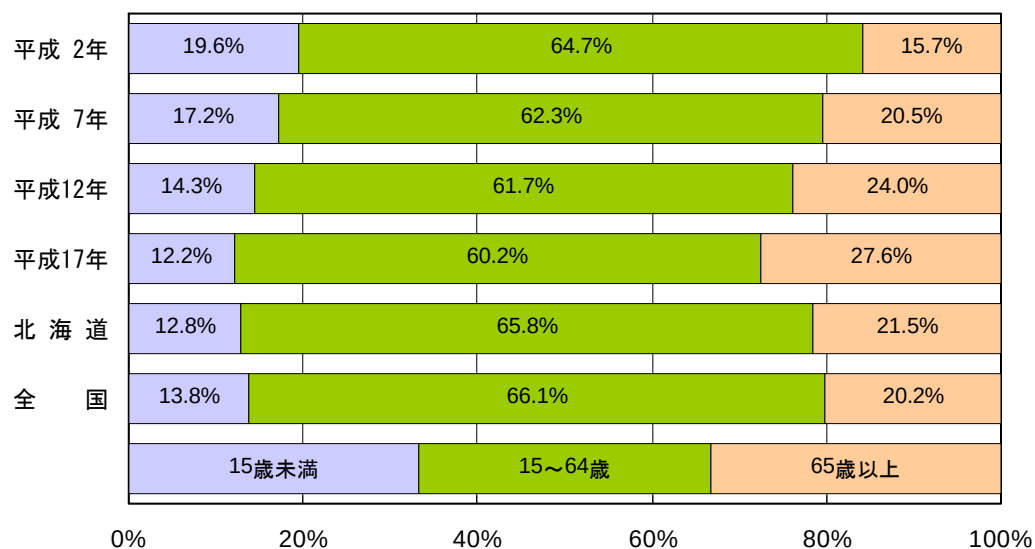


図 1-2-4 年齢階層別人口割合の推移（国勢調査）

表 1-2-3 年齢階層別人口の推移（国勢調査）

年	幼年人口 15 歳未満 (人)	生産年齢人口 15～64 歳 (人)	老年人口 65 歳以上 (人)
平成 2 年	1,401	4,633	1,125
7	1,151	4,165	1,370
12	891	3,831	1,488
17	697	3,439	1,575

(2) 交通

本町の道路は、国道 336 号(浦河～浦幌間)が海岸沿いを東西に走り、苫小牧市、札幌市を中心とする道央と道東の釧路地方に連結しています。

道道は、中心市街地の国道 336 号から田代、新富地区を経て国道 236 号に接続し、道東の十勝地方に連絡する新富様似停車場線、国道と様似漁港を結ぶ様似港線があります。

町道は、総延長が 180.5km（平成 20 年 4 月現在）で、市街地と集落及び集落間を結び、国道、道道に接続しています。

鉄道は、JR 日高線が苫小牧市から本町まで敷設されていますが、民営化による合理化が進み無人駅となっています。

また、バスについては、広尾～浦河間にジェイ・アール北海道バス(株)の路線バスが運行されています。

2-4 産 業

(1) 産業別就業者数・事業所数

本町の就業者総数は、平成 17 年の国勢調査では 2,952 人であり、総人口の 51.7% を占め、その内訳は第一次産業 764 人 (25.9%)、第二次産業 735 人 (24.9%)、第三次産業 1,452 人 (49.2%) となっており、前回調査時と比較すると第一次産業と第二次産業が約 1%減少し、第三次産業がその分増加しています。

特に第一次産業の林業及び第二次産業の鉱業、建設業において就業者の減少率が高くなっています。

また、事業所統計による事業所数は、342 事業所となっており、その従業者数は、2,141 人となっています。事業所数、従業員数とも卸売・小売業が多くなっています。

表 1-2-4 産業別就業者人口の推移（国勢調査）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総数	3,815	3,612	3,316	2,952
第一次産業総数	1,087	1,008	888	764
農業	258	225	197	185
林業	56	34	28	5
漁業	773	749	663	574
第二次産業総数	1,114	1,019	858	735
鉱業	57	11	15	3
建設業	480	535	466	358
製造業	577	473	377	374
第三次産業総数	1,614	1,585	1,570	1,452
電気・ガス・熱供給・水道業	16	14	14	8
情報通信業	-	-	-	5
運輸業	-	-	-	125
(運輸・通信業)	199	190	193	-
卸売・小売業	-	-	-	356
(卸売・小売業、飲食店)	544	518	438	-
金融・保険業	56	54	54	40
不動産業	2	8	9	5
飲食店、宿泊業	-	-	-	112
医療、福祉	-	-	-	176
教育、学習支援業	-	-	-	104
複合サービス業	-	-	-	100
サービス業(他に分類されないもの)	-	-	-	308
(サービス業)	662	657	734	-
公務	135	144	128	113
分類不能の産業	0	0	0	1

第三次産業の（ ）は旧分類の項目

表 1-2-5 事業所数と従業員数（事業所統計）

	事業所数	従業者数
農林漁業	29	199
鉱業	－	－
建設業	30	344
製造業	24	338
電気・ガス・熱供給・水道業	2	11
情報通信業	2	5
運輸業	10	101
卸売・小売業	80	375
金融・保険業	5	35
不動産業	25	32
飲食店、宿泊業	32	104
医療、福祉	17	131
教育、学習支援業	16	102
複合サービス事業	7	59
サービス業(他に分類されないもの)	56	216
公務(他に分類されないもの)	7	89
総数	342	2,141

資料：事業所統計（平成 18 年 10 月 1 日現在）

（2）農業

農業については、水稻、軽種馬を基幹に施設野菜を組み合わせた複合経営が主体となっています。

水稻は、様似川流域の平坦地を中心に作付けされていますが、土質がおおむね泥炭土のため、土地改良事業、ほ場整備事業及び品種改良事業などによって、良質米の生産に努めています。依然として続く生産調整や輸入自由化などにより厳しい状況下にあります。

現在的水稻作付けは、ピーク時から大きく減少し 24ha（平成 20 年）となっており、大半が家畜の飼料用牧草地に転換利用されています。

軽種馬は、水稻と並ぶ本町農業の基幹を成し、本町経済の発展に重要な役割を果たしています。しかし、近年の経済悪化による軽種馬の売れ行き不振や、外国産馬の輸入自由化などにより厳しい時代を迎えています。

このため、関係団体との連携強化、繁殖牝馬の資質の向上、育成施設の整備などにより「国際化に対応できる強い馬づくり」に努めていく必要があります。

施設野菜については、複合経営確立のための高収益作物として、転作地などを活用したいちご栽培が行われていますが、市場で高い評価を得ながらも、その作業環境の厳しさから規模拡大などが厳しい状況にあり、高施設の設置など、労働条件の緩和が必要となっています。

肉用牛、乳用牛については、農畜産物輸入自由化などによる市場動向の影響を受け厳しい状況にありますが、飼料の自給率を高め、徹底した低コスト生産を図るなど経営の安定を促進する必要があります。

(3) 林業

本町の森林面積は 96.3%を占め、これを所有別に見ると、道有林が 61.6%、私有林が 29.8%、町有林が 8.6%で、道有林の占める割合が大きくなっており、本町の林業は道有林を主体に発展してきました。

しかし、低価格外国産材の輸入量の増大、パルプ業界の景気低迷などにより衰退を余儀なくされ、さらには、林業経営費の増加、林業従事者の減少と高齢化など、取り巻く環境も年々厳しさを増しています。

今後は、木材の生産をはじめ、水資源のかん養や国土の保全、保健休養など、森林がもつ公益的機能を高め、総合的かつ効果的に発揮するための造林事業の推進、林道網の整備を進めていく必要があります。

また、森林組合の広域合併などによる林業事業体の育成や林業経営を強化するとともに、林業を担う優れた人材を育成・確保する必要があります。

表 1-2-6 所有形態別森林の現況（平成 19 年度）

（単位:ha）

	天然林	人工林	無立木地	その他	計	割合
国有林	0	0	1	0	1	0.0%
道有林	18,317	1,690	0	567	20,574	61.6%
町有林	2,316	522	15	0	2,853	8.6%
その他民有林	6,948	2,780	224	0	9,952	29.8%
計	27,581	4,992	240	567	33,379	100.0%

資料：平成 19 年度北海道林業統計

(4) 水産業

本町には、漁船漁業主体の様似漁業協同組合と海藻根付漁業主体の冬島漁業協同組合がありましたが、漁業協同組合の経営基盤の強化を図る合併施策に伴い、平成 18 年度から様似漁業協同組合が浦河町の浦河及び荻伏漁業協同組合と合併し日高中央漁業協同組合様似支所として、冬島漁業協同組合はえりも町の庶野及びえりも漁業協同組合と合併し、えりも漁業協同組合冬島支所となり、本町両漁業協同組合は、それぞれの漁業協同組合の支所となっています。

水産業の核となる漁港については、第 3 種様似漁港、第 1 種の鵜苫、冬島、旭漁港の 4 港を有しています。特に第 3 種様似漁港の整備に当たっては、漁港が有する水産物の供給という観点から衛生管理の問題、イカ漁などによる外来船の入港に伴う、荷揚岸壁や係船岸壁の整備を拡充する必要があり、現在その整備がすすめられています。

水産物の産地価格は、長引く不況とデフレ傾向の影響、さらには輸入品との競合などにより、低迷を続けていますが、サケやスケトウダラは近隣諸外国への輸出が好調

なことから、わずかながら価格は上向き傾向にあります。

水産資源については、回復の兆しはなく非常に厳しい環境にあるため、これまで促進してきたコンブやウニ、ホッキ貝、ハタハタなどの増殖事業、種苗生産事業などを今後も一層、推進していく必要があります。

漁業就業状況については、従事者の高齢化に伴う廃業などで減少傾向にあり、漁業生産活動や漁村の活力の低下が懸念されるため、漁業の担い手の育成・確保策のほか、協業化や多角化などを促進することにより、漁業経営の安定を図る必要があります。

表 1-2-7 漁獲量・漁獲高の推移

(単位：漁獲量 t、金額千円)

	18 年		19 年		20 年	
	漁獲量	金額	漁獲量	金額	漁獲量	金額
総数	10,401	3,164,581	11,185	3,023,515	10,941	3,480,262
魚類	7,530	1,286,556	8,435	1,315,704	7,897	1,683,944
サケ	2,190	827,548	2,144	765,364	2,286	1,077,292
タラ	200	47,197	198	45,566	260	59,451
スケトウダラ	4,934	320,656	5,929	426,745	5,234	479,943
水産動物	1,780	755,335	1,674	625,155	2,094	696,548
イカ	790	167,839	924	146,171	1,307	193,706
タコ	945	478,671	708	392,695	731	403,718
貝類	467	393,351	530	370,750	421	345,960
ホッキ貝	28	15,535	20	11,138	22	12,558
ツブ類	422	370,384	497	349,012	383	326,548
海藻類	623	729,340	546	711,906	530	753,810
コンブ	615	699,967	537	688,102	521	730,655

資料：北海道水産現勢

(5) 工業

本町には、マンガンと珪カル肥料を製造する工場や、コンデンサー用アルミ電極箔メーカーの工場、地下資源のかんらん岩や石灰岩を活用した事業所などがあります。

また、地場の農林水産物を原材料とした水産加工業や製材工場など資源立地型の企業があり、本町の経済及び雇用の場として大きな役割を果たしています。しかし、そのほとんどが中小企業であることから、各種の助成制度や貸付制度を充実し、企業の活性化を図ることが必要です。

また、本町の地場資源である水産物をはじめ農畜産物、森林資源などを活用した二次加工製品の開発を促進し、地域ブランドを確立していく必要があります。

(6) 商業

本町の商業は、小売業を中心に飲食業、製造業で構成されていますが、小規模な商店がほとんどを占めています。

商業は、本町において経済活動や雇用の創出など町民生活の向上に大きな役割を担ってきましたが、バブル崩壊後、経済情勢は厳しく依然として回復の傾向を見せていません。

また、車社会の進展や人口の減少、消費者ニーズの多様化などにより、購買力が近隣町や都市圏まで流出しており、町内商店の経営は非常に厳しい環境にあります。

このため、消費者のニーズと購買行動の把握、融資制度の充実、人材育成のための各種研修会の実施、青年部・女性部の育成、各産業間における異業種交流の促進などを展開するとともに、地域と一体となった魅力ある商店街を形成する必要があります。

(7) 観光

本町には、親子岩、日高耶馬溪及び鵜の鳥岩など景勝奇岩の多い海岸線や世界的に有名な高山植物群落を有するアポイ岳、幌満ゴヨウマツ自生地、様似ダムなど海洋性及び山岳性の観光資源を有しています。

また、日高山脈襟裳国定公園内のアポイ山麓自然公園や親子岩ふれ愛ビーチなどの公園は、管内外から広く利用されています。

しかし、近年は観光の目的や形態が大きく変化しており、多様化するニーズに対応した観光資源の開発が求められています。

このため、近隣町との連携のもと体験型、滞在型観光ルートを設定するとともに、関係団体との連携によるホスピタリティー運動の定着を推進する必要があります。

2-5 総合計画

本町の総合計画は、2001～2010 年度を計画期間とする第 7 次様似町総合計画「アポイの樹風（こかぜ）呼ぶまち」ですが、今年度が計画の最終年次であるため、新たに第 8 次総合計画の策定を進めているところです。

現時点での第 8 次様似町総合計画（案）では、第 7 次総合計画の「豊かさ」「美しさ」「住みよさ」「あかるさ」「文化」の項目を引き継ぐとともに、近年における社会・経済情勢の変動や町民意識の多様化、高度化及び価値観の変化などの実状を認識しながら、本町のもつ自然的、社会的及び経済的な諸条件を高度に生かし、町民生活の安定と福祉の向上を基本理念として「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」を創生のテーマに掲げ、次の 7 つを柱とした施策を積極的に推進することとしています。

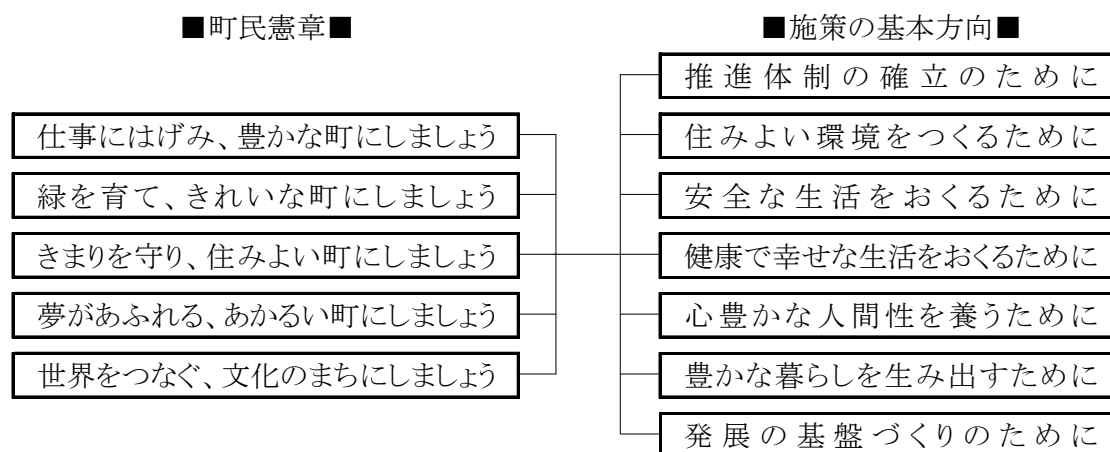


図 1-2-5 第 8 次様似町総合計画における施策の基本方向（案）

第2 ごみ処理の現状

1 ごみ処理フロー

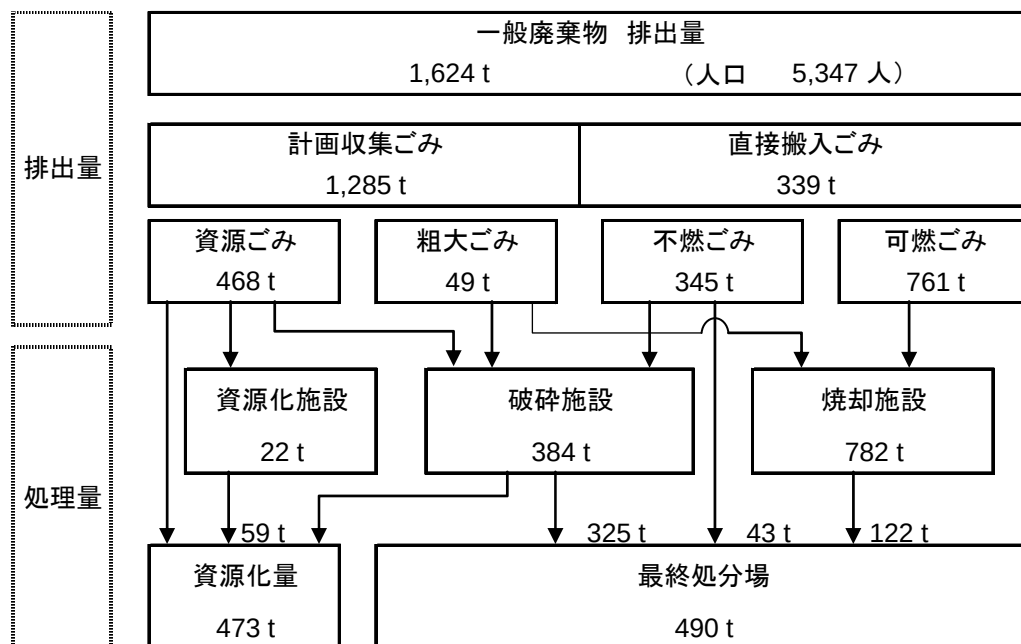
平成 21 年度におけるごみ処理の流れを図 2-1-1 に示します。

計画収集ごみは、主に各家庭から発生し、ごみステーションに排出され、町の委託業者が収集したごみであり、一方、直接搬入ごみは、主に事業者からクリーンセンターに持ち込まれたごみです。計画収集ごみ及び直接搬入ごみとも分別区分は、燃やせるごみ（以下「可燃ごみ」といいます。）、燃やせないごみ（以下「不燃ごみ」といいます。）、資源ごみ、粗大ごみとその他ごみの 5 分類で、資源ごみはさらに 10 種類に分別しています。

可燃ごみは、クリーンセンター焼却施設で焼却処理し、処理にともなう残さ（焼却灰と飛灰処理物）は最終処分場で埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、クリーンセンター破碎施設において破碎処理し、選別設備によって破碎鉄、破碎アルミ、破碎残さに選別されます。破碎鉄及び破碎アルミは有価物として売却しており、破碎残さは埋立処分しています。なお、破碎処理不適物（ロープや磁気テープなど）は、直接埋立を行っています。

資源ごみは、排出や収集段階で種類毎に選別し、一部は圧縮等の処理を行い、ストックヤードで保管しています。なお、資源ごみの詳細は、本章第 5 節で示します。



※ごみピット内の貯留量があるため、排出量と処理量が一致しない。

図 2-1-1 ごみ処理フロー

2 ごみの排出量・リサイクル率など

2-1 ごみの排出量及び一人1日当たり排出量

過去5年間（平成17～21年度）のごみ排出量の実績を表2-2-1、図2-2-1に示します。ごみ排出総量の推移をみると、平成21年度において前年とほぼ同程度の排出量となっているものの、ほぼ毎年減少しているといえます。

搬入区分毎では、計画収集ごみが毎年一定割合で減少しているのに対し、直接搬入ごみが平成21年度において前年よりやや増加しています。

分別区分毎では、不燃ごみと粗大ごみが平成21年度において前年より増加していますが、可燃ごみ、資源ごみは毎年減少しています。

平成21年度は、一部の分別区分で前年よりやや増加しているものの、いずれについても平成17年度と比較すると大きく減少しています。

表 2-2-1 ごみ排出量の実績

（単位：t/年）

分別区分	搬入区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	計画収集ごみ	759.09	721.10	667.38	627.71	603.95
	直接搬入ごみ	163.09	165.05	161.00	151.53	157.44
	小計	922.18	886.15	828.38	779.24	761.39
不燃ごみ	計画収集ごみ	282.35	272.55	252.09	230.99	234.72
	直接搬入ごみ	163.68	150.62	106.20	90.75	110.65
	小計	446.03	423.17	358.29	321.74	345.37
資源ごみ		541.90	516.38	531.89	498.12	468.11
粗大ごみ		55.90	55.63	45.19	40.69	49.24
計		1,966.01	1,881.33	1,763.75	1,639.79	1,624.11

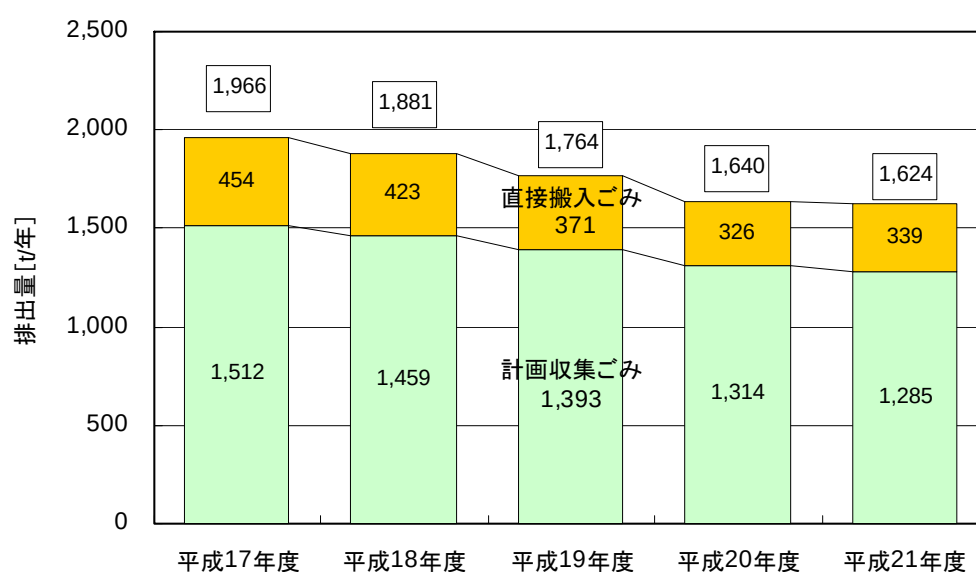


図 2-2-1 ごみ排出量の実績

表 2-2-2 に一人 1 日当たり排出量（原単位）の実績について、北海道と全国の値とあわせて示します。

様似町の実績は、ほぼ毎年減少していましたが、平成 21 年度でやや増加しています。最新の公表データである平成 20 年度における北海道値と全国値を、平成 21 年度の様似町の実績と比較すると、北海道より 22 ポイント、全国より 19 ポイント少なくなっています。ちなみに全国の人口規模別の 1 万人未満の原単位は 843g/人・日となっており、ほぼ同程度の排出となっています。

表 2-2-2 一人 1 日当たり排出量の実績

（単位：g/人・日）

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
一人1日 当たり 排出量	様 似 町	924	905	867	826	832
	北 海 道	1,221	1,193	1,134	1,072	-
	全 国	1,131	1,115	1,089	1,033	-

資料：北海道、全国は一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成

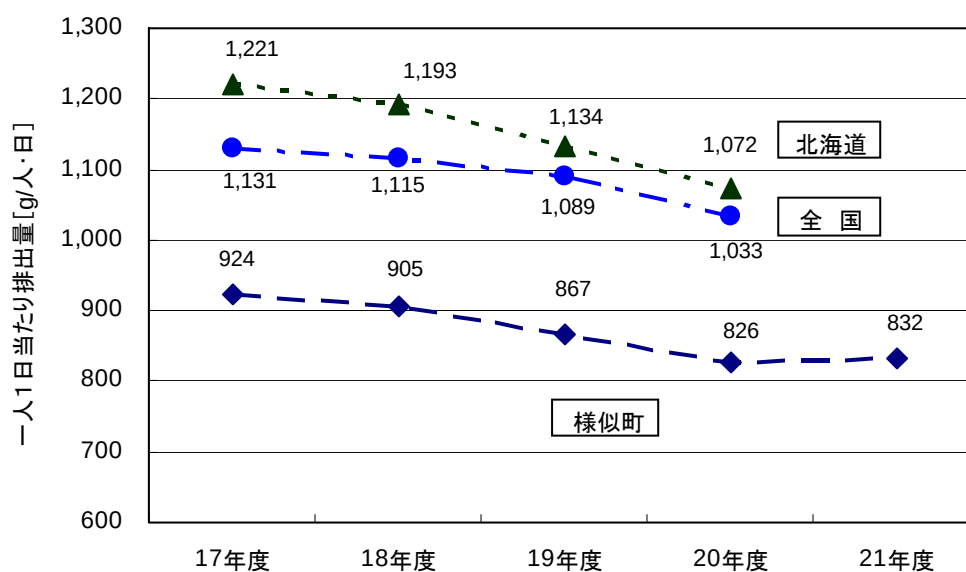
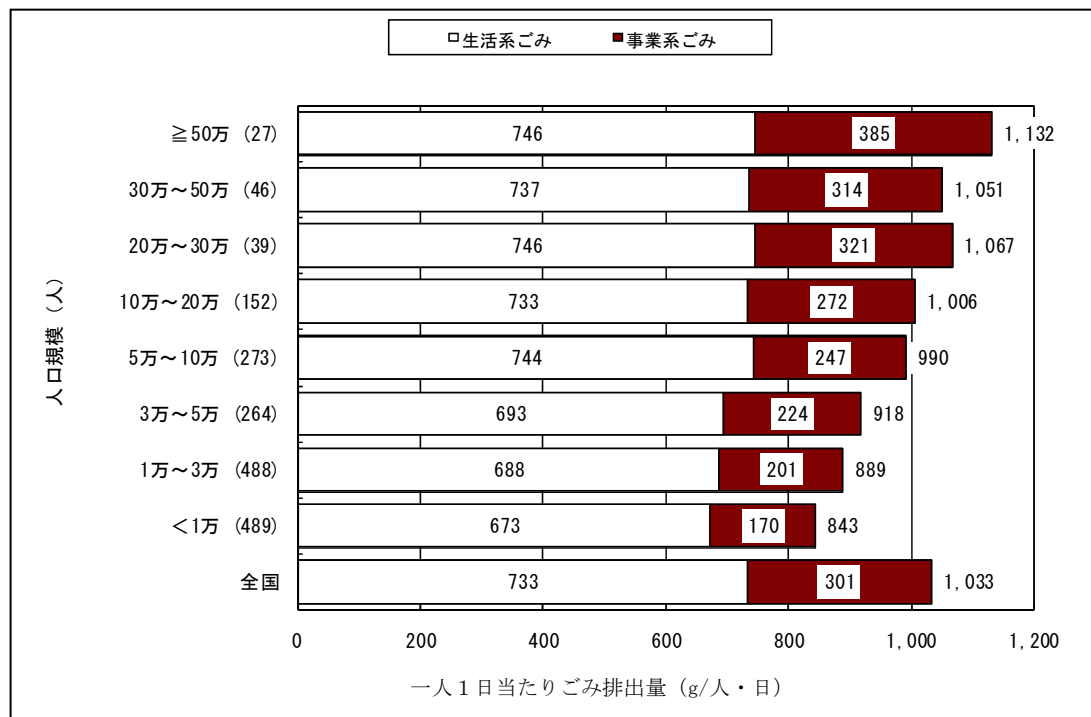


図 2-2-2 一人 1 日当たり排出量の実績

$$\star \text{一人 1 日当たりごみ排出量 (g/人・日)} = \frac{\text{ごみ総排出量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times 365(\text{日})} \times 10^6$$

$$\star \text{ごみ総排出量 (t/年)} = \text{計画収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}$$



出典：日本の廃棄物処理（平成 20 年度版）環境省

図 2-2-3 人口規模別の一人 1 日当たり排出量（平成 20 年度）

2-2 リサイクル率

表 2-2-3 にリサイクル率の実績を、北海道と全国の値とあわせて示します。

様似町では、平成 9 年 4 月から容器包装廃棄物などの資源ごみを含め 5 分別収集を行い、資源化に努めています。平成 21 年度のリサイクル率は、29.1%となっていますが、資源ごみ収集量の減少から近年は、リサイクル率も減少しています。

最新の公表データである平成 20 年度における北海道と全国のリサイクル率と比較すると、平成 21 年度のリサイクル率は、北海道の 1.5 倍、全国の 1.4 倍となっており、廃棄物からの資源回収がより多く行われていることがわかります。

表 2-2-3 リサイクル率の実績

(単位：%)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
リサイクル率	様 似 町	28.7%	30.3%	30.2%	29.8%	29.1%
	北 海 道	17.2%	18.2%	18.8%	19.4%	-
	全 国	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	-

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成、様似町の平成 21 年度はごみ処理実績から作成

$$\text{☆リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

$$\text{☆ごみの総処理量} = \text{中間処理量} + \text{直接最終処分量} + \text{直接資源化量}$$

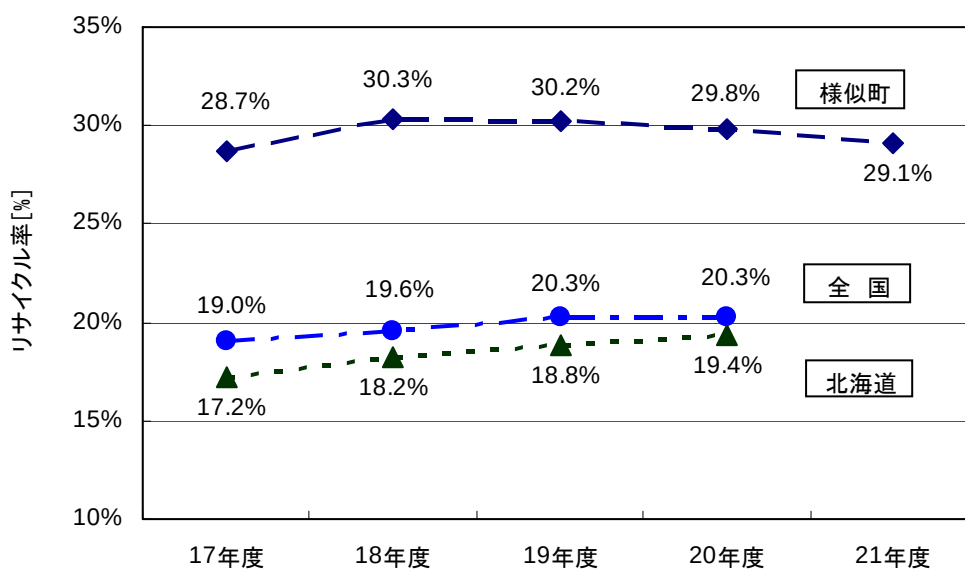


図 2-2-3 リサイクル率の実績

2-3 減量処理率

表 2-2-4 に減量処理率の実績を、北海道と全国の値とあわせて示します。

様似町では、可燃ごみの焼却処理と不燃ごみ、粗大ごみの破碎処理を行っているほか、資源ごみについても直接資源化及び中間処理施設において資源化处理を行っており、大型のごみなど中間処理が困難な一部のごみを除いて中間処理を行っていることから、減量処理率は 100%に近い数値となっています。

最新の公表データである平成 20 年度における北海道と全国の減量処理率と比較しても、全国とほぼ同じであり、北海道よりは 11 ポイント上回っています。

表 2-2-4 減量処理率の実績

(単位：％)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
減量処理率	様 似 町	75.0%	93.9%	98.0%	98.5%	97.4%
	北 海 道	80.6%	83.8%	86.7%	87.3%	-
	全 国	97.1%	97.5%	97.5%	98.2%	-

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成、様似町の平成 21 年度はごみ処理実績から作成

$$\text{☆減量処理率} = \frac{\text{直接焼却量} + \text{資源化等の中間処理量} + \text{直接資源化量}}{\text{ごみの総処理量}}$$

$$\text{☆ごみの総処理量} = \text{中間処理量} + \text{直接最終処分量} + \text{直接資源化量}$$

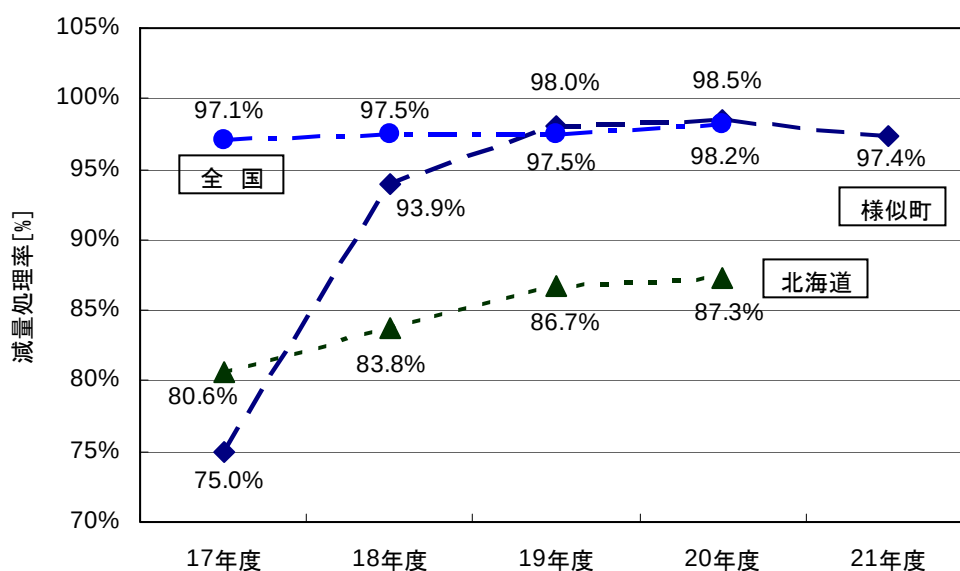


図 2-2-4 減量処理率の実績

2-4 一人1日当たり最終処分量

表 2-2-5 に一人1日当たり最終処分量の推移について、北海道と全国値とあわせて示します。

様似町の一人1日当たり最終処分量は、240～290g/人・日で推移しており、最新の公表データである平成20年度における北海道値と全国値を、平成21年度の様似町と比較すると、北海道とはほぼ同じ最終処分量となっているものの、全国と比較すると2倍以上となっています。

表 2-2-5 一人1日当たり最終処分量の実績

(単位：g/人・日)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
一人1日 当たり 最終処分量	様 似 町	290	275	262	241	251
	北 海 道	373	323	274	252	-
	全 国	157	146	136	119	-

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成、様似町の平成21年度はごみ処理実績から作成

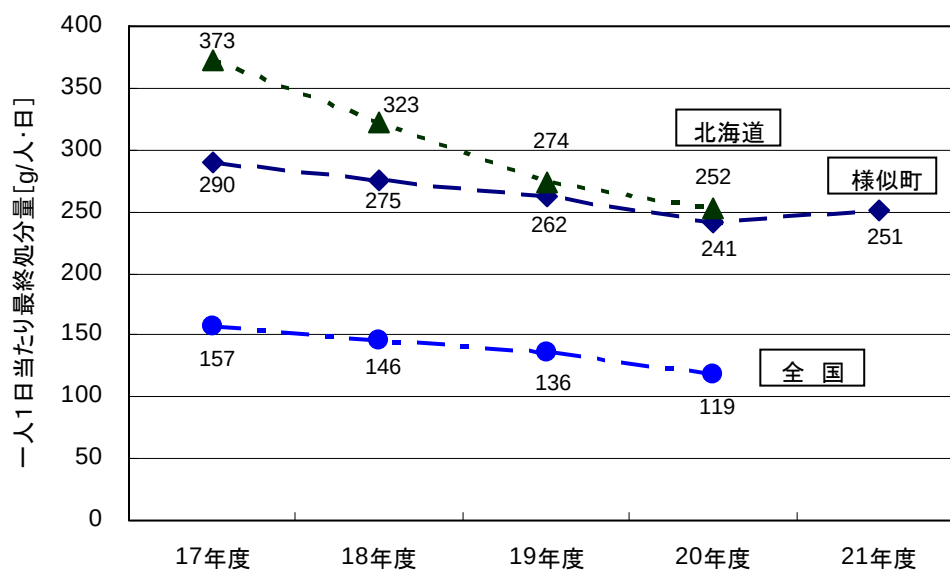


図 2-2-5 一人1日当たり最終処分量の実績

$$\star \text{一人1日当たり最終処分量 (g/人・日)} = \frac{\text{最終処分量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times 365(\text{日})} \times 10^6$$

$$\star \text{ごみ処分量 (t/年)} = \text{直接埋立量} + \text{中間処理後埋立量 (焼却残さ + 破碎残さ)}$$

3 ごみの発生・排出抑制への取組

3-1 ごみ処理の有料化

本町では、ごみの排出抑制、処理経費等の削減を図るため、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて平成9年4月からごみ処理手数料を徴収しています。(分別収集される容器包装廃棄物、古紙類、廃食用油、乾電池、蛍光灯は無料)

- | | |
|-------|---|
| ①施行時期 | 平成9年4月1日 |
| ②方 法 | 単純従量制 |
| ③徴収方法 | 収集ごみ：証紙により納入
直搬ごみ：計量により納入 |
| ④手数料 | 可燃ごみ、不燃ごみ
200 円/45 リットル (10kg まで)
100 円/25 リットル (5kg まで)
粗大ごみ
500 円/個 |

※手数料の詳細は、「4 収集運搬」で示します。

3-2 教育・啓発活動

平成4年から「地球環境シリーズ」、平成9年から「タウン・ごみゼロ」の名称で資源リサイクル等に対する住民の意識啓発を行っています。

また、一般町民や小学4年生の環境教育の一環として、クリーンセンターの施設見学会を実施しています。

さらに、町のホームページや広報誌等でごみ処理に対する意識啓発を行っています。

3-3 資源ごみの回収拠点

本町では、平成9年4月から資源ごみを含む5分別収集を開始しましたが、これにともない平成9年度から平成12年度までの4ヶ年間で資源ごみの回収拠点をかねて町指定のステーションを整備し、回収の効率化を図っています。



写真 2-3-1 ステーション

4 収集運搬

4-1 分別区分

表 2-4-1 で示す通り、本町では現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その他ごみ、資源ごみの 5 分別収集を行っており、さらに資源ごみはびん類、缶類など 10 種類について分別収集を行っています。また、分別区分ごとに表 2-4-2 で示すごみ処理手数料を徴収しています。

表 2-4-1 分別区分と主なごみの種類

分別区分		手数料	主なごみの種類
可燃ごみ (燃やせるごみ)		有料	生ごみ類、紙くず、布・衣類、木くず類など
不燃ごみ (燃やせないごみ)		有料	プラスチック類、ゴム・皮革類、金属類、ガラス・陶磁器類、ビニール類など
粗大ごみ		有料	家具類、家電製品など大型ごみ (家電リサイクル法の対象家電製品は除く)
その他ごみ		無料(事業所は有料)	乾電池、蛍光灯
資源 ごみ	空きびん類	無料	酒びん、油びん、調味料びん、ドリンクびん、ワンカップ類など容器として使われたもの
	ペットボトル類	無料	飲料類、酒類、醤油などに使われたもの
	空き缶類	無料	飲料缶、缶詰缶、スプレー缶、菓子缶、文具缶、お茶缶などのスチール・アルミ製缶
	紙パック類	無料	牛乳パックなど
	新聞類	無料	新聞紙、折り込みチラシ
	ダンボール類	無料	ダンボール
	雑誌・雑紙類	無料	各種雑誌類、ノートなどの雑紙
	プラスチック類	無料	白色トレイ、発泡スチロール箱
	廃食用油	無料	食用の廃油

表 2-4-2 ごみ処理手数料

搬出者区分	収集区分	分別区分	容重量等	金額	徴収方法	備考
家庭系 事業系	町が収集	燃やせるごみ	45L/10kg につき	200 円	証紙	
		燃やせないごみ	25L/5 kg につき	100 円	〃	
		粗大ごみ	回収する粗大ごみの品目、1 個につき	500 円	〃	
		その他のごみ	事業系 45L/10 kg につき 事業系 25L/5 kg につき	200 円 100 円	事業系 証紙	家庭系は、無料とする。
		資源ごみ		無料		
	直接搬入	上記有料ごみ	10kg につき	200 円	現金又は 納付書	粗大ごみの手数料は含まない。証紙は不要とする。
公共系	町が収集	燃やせるごみ	45L/10kg につき	100 円	証紙	
		燃やせないごみ	25L/5 kg につき	50 円	〃	
		粗大ごみ	回収する粗大ごみの品目、1 個につき	300 円	〃	
		その他収集ごみ		無料		
		資源ごみ				
	直接搬入	上記有料ごみ	10 kg につき	100 円	現金又は 納付書	粗大ごみの手数料は含まない。証紙は不要とする。

※1 生活保護世帯は、家庭系の半額の金額

※2 自治会等の団体等が行う清掃活動は、申し込みにより無料

4-2 収集運搬体制

現在の収集運搬体制は、次のとおりです。

表 2-4-3 収集運搬体制

①収集体制	可燃ごみ	委託業者収集
	不燃ごみ	委託業者収集
	粗大ごみ	委託業者収集
	資源ごみ	委託業者収集
②収集方式	ステーション方式	
③収集頻度	可燃ごみ	2 回/週
	不燃ごみ	1 回/週
	粗大ごみ	3 回/週（可燃ごみと不燃ごみと同日）
	その他ごみ	3 回/週（可燃ごみと不燃ごみと同日）
	資源ごみ	3 回/週（可燃ごみと不燃ごみと同日）
④収集車両	パッカー車	2 台（主に可燃ごみ・不燃ごみ収集）
	トラック	2 台（主に資源ごみ収集）
⑤手数料	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは有料、資源ごみは無料	
	その他ごみは家庭からの排出に限り無料	

5 中間処理

5-1 クリーンセンター

本町の中間処理施設は、平成 9 年度から稼働を開始しているクリーンセンターがあります。クリーンセンターは、中間処理施設（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード）と最終処分場（埋立処分地施設、浸出水処理施設）で構成されています。

クリーンセンターの概要を表 2-5-1 に示します。

表 2-5-1 クリーンセンターの概要

①名称	様似町クリーンセンター
②所在地	様似町字西様似 343 番地 1
③主な施設	ごみ処理施設（焼却施設） 粗大ごみ処理施設 最終処分場（埋立処分地施設、浸出水処理施設） ストックヤード 計量設備（トラックスケール）
④敷地面積	34, 500m ²
⑤延床面積	ごみ・粗大ごみ処理施設 : 1604. 65m ² 浸出水処理施設 : 299. 94m ²
⑥着工年月	平成 7 年 6 月
⑦竣工年月	平成 9 年 3 月



写真 2-5-1 様似町クリーンセンター

5-2 ごみ処理施設（焼却施設）

ごみ処理施設（焼却施設）は、1 日当たり 10t の処理能力を有する機械化バッチ燃焼式焼却炉で、可燃ごみ（計画収集ごみ、直接搬入ごみ）や木製家具などの大型ごみを切断したものを処理しています。

焼却施設では、搬入された可燃ごみをごみピットに投入し、ごみクレーンによって焼却炉に投入します。焼却炉では、投入されたごみを 800℃以上の条件で燃焼します。燃焼後の排ガスは、ガス冷却設備で冷却した後、ろ過式集塵機（バグフィルタ）で処理し、煙突より大気拡散します。また、焼却後の残さは、灰バンカで一時貯留後、最終処分場で埋立処分しています。排ガス処理にともなって生じる灰（飛灰）は、飛灰中に含まれる重金属が溶出しないようキレート剤と混ぜた後、灰バンカへ一時貯留後、埋立処分しています。

ごみ処理施設の概要を表 2-5-2 に、また過去 5 ヶ年の処理実績を表 2-5-3 に示します。

表 2-5-2 ごみ処理施設の概要

①型式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
②処理能力	1 日当たり 10 t（8 時間運転）
③設備の概要	受入供給設備（プラットホーム、ごみピット、ごみクレーン）
	燃焼設備（焼却炉、再燃室、バーナー）
	燃焼ガス冷却設備（ガス冷却室、空気予熱器）、白煙防止設備
	排ガス処理設備（バグフィルタ、消石灰噴霧装置）
	通風設備、灰出し設備（灰バンカ、キレート注入設備）
④処理対象物	給水設備、排水処理設備、その他設備、電気計装設備
	可燃ごみ（計画収集ごみ、直接搬入ごみ）
	木製家具類など大型ごみを切断したもの

表 2-5-3 ごみ処理施設の処理実績

（単位：t/年）

年 度		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
処理量		939.06	885.58	844.34	804.23	782.33
運転日数(日)		164	152	139	124	116
搬 出 量	飛灰量	30.06	28.53	29.76	27.45	24.41
	焼却灰量	120.24	114.12	118.94	109.76	97.62
	計	150.30	142.65	148.70	137.21	122.03
残さ率(%)		16.0%	16.1%	17.6%	17.1%	15.6%

5-3 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、1日当たり5tを処理する能力を有しており、高速で回転するハンマーの衝撃と剪断の作用によりごみを細かく破碎処理するラインと、木製家具類などの可燃性の粗大ごみを切断機によって切断するラインで構成されています。

破碎処理ラインでは、不燃ごみは受入ホッパへ投入され、供給コンベアで高速回転破碎機に投入されます。破碎機によって細かく砕かれたごみは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、回転式篩選別機（トロンメル）によって、鉄分、アルミ分、不燃物、可燃物の4種類に選別します。選別物は、鉄分、アルミ類は資源回収業者に売却、可燃物、不燃物は埋立しています。

また、粗大ごみ処理施設では、磁選機、アルミ選別機を利用して、スチール缶とアルミ缶が混合状態で収集する缶類を、アルミと鉄に分けています。

粗大ごみ処理施設の概要を表2-5-4に、また過去5ヶ年の処理実績を表2-5-5に示します。

表 2-5-4 粗大ごみ処理施設の概要

①型式	衝撃剪断併用回転式破碎機
	油圧剪断式切断機
②処理能力	1日当たり5t（5時間運転）
③設備の概要	受入供給設備（受入ホッパ、供給コンベア）、
	破碎設備、搬出設備、選別処理設備、 貯留搬出設備、集じん設備、電気計装設備
④選別種類	鉄分（売却）、アルミ分（売却）、不燃物（埋立）
⑤処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶）

表 2-5-5 粗大ごみ処理施設の処理実績

（単位：t/年）

年 度		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
処理量		435.65	443.37	412.55	374.34	383.95
搬 出 量	鉄類	62.43	62.54	52.17	45.34	46.85
	アルミ類	13.85	12.95	12.31	13.03	12.33
	小計	76.28	75.49	64.48	58.37	59.18
	焼却対象	10.97	2.73	－	－	－
	埋立対象	348.40	365.15	348.07	315.97	324.77
	計	359.37	367.88	348.07	315.97	324.77

5-4 スtockヤード

クリーンセンターには、資源ごみの保管施設としてストックヤードがあります。ストックヤードでは、紙類など分別して排出された資源ごみはそのまま保管し、ペットボトルと発泡スチロール・トレイは機器によって処理した後に保管しています。保管した資源ごみは、それぞれ引き渡しまで保管します（図 2-5-1 参照）。

ストックヤードの概要を表 2-5-6 に示します。

表 2-5-6 スtockヤードの概要

①型式	保管施設（紙類ほか）
	ペットボトル圧縮機
	発泡スチロール減容処理機
②面積	305m ² （屋内）、240m ² （屋外）
③機器能力	ペットボトル圧縮機：1 回当たり 20kg
	発泡スチロール減容処理機：1 時間当たり 30～35kg
④保管資源物	ペットボトル圧縮成型品、ダンボール、紙パック類
	新聞紙・チラシ類、雑誌類、雑紙類、廃食用油
	発泡スチロール減容物、生きびん、蛍光管、電池類
	被覆線、小型家電
	鉄分、アルミ分、無色びん、茶色びん、その他びん

表 2-5-7 回収した資源の売却量の実績

（単位：kg/年）

品目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
破碎アルミ	13,340	12,950	11,230	12,108	13,617
破碎スチール	64,180	68,880	48,400	43,250	48,950
ペットボトル	17,360	23,540	26,390	20,930	19,570
無色びん	10,800	20,700	20,300	8,970	12,340
茶色びん	23,800	22,420	26,100	13,610	8,730
その他びん	9,580	8,630	9,700	－	8,180
生きびん	15,600	14,340	10,590	12,400	9,570
新聞	185,350	182,880	144,020	142,880	125,020
雑誌・雑がみ	66,150	64,180	91,490	88,990	105,040
段ボール	103,710	116,830	128,770	127,240	102,070
紙パック	1,150	1,600	2,180	1,960	2,170
白色トレイ	3,940	4,399	6,070	3,100	2,860
食用油	5,760	6,060	5,330	4,580	3,910
鉄くず	5,360	5,280	8,230	8,532	8,623
電池	1,320	1,310	950	1,350	1,290
蛍光管	1,080	720	700	1,210	1,000
被覆線	－	－	－	514	330
小型家電	－	－	－	－	600
計	528,480	554,719	540,450	491,624	473,870

表 2-5-7 は、回収した資源物の売却量の実績を示しています。

平成 20 年度から被覆線、平成 21 年度からは小型家電、さらに雑紙（雑誌類とともに分類）の回収も行っていますが、売却量は年々減少の傾向にあります。

内訳をみてみると、新聞、雑誌・雑紙、段ボールの古紙類が全体の 7 割を占めているほか、スチール缶の破砕物、ペットボトル、アルミ缶の破砕物の売却量が多くなっています。

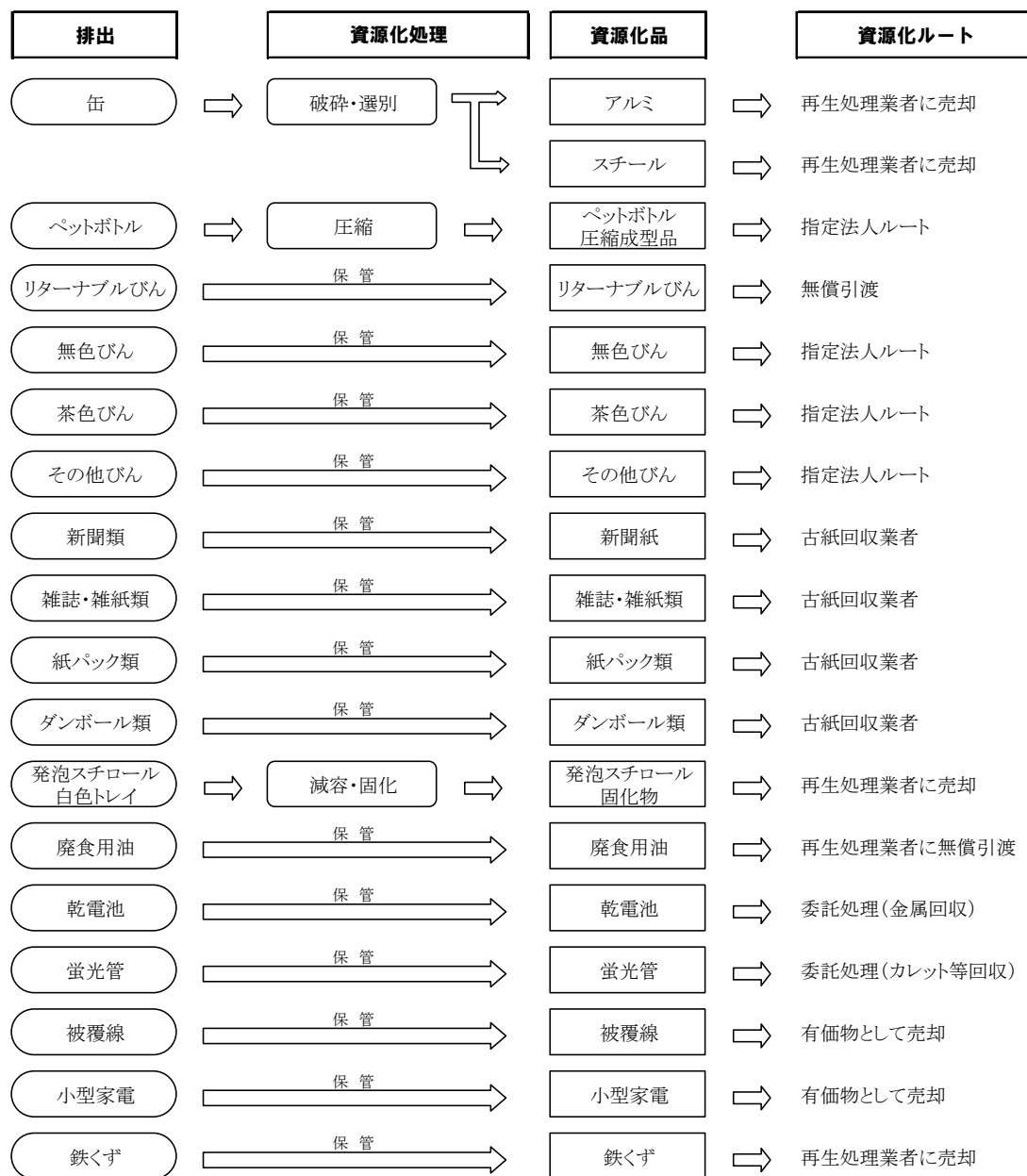


図 2-5-1 資源ごみの流れ

6 最終処分

最終処分場は、クリーンセンター内に中間処理施設と同時期に整備しており、平成9年4月から埋立を開始しています。

焼却処理や破碎処理を行った残さが主な埋立対象物ですが、破碎処理が困難な不燃ごみの一部は直接埋立処分しています。また、浸出水処理施設で発生する脱水汚泥や条例で定める一部の産業廃棄物も埋立処分しています。

最終処分場から発生する浸出水については、処理能力1日当たり20m³の浸出水処理施設（処理方式：カルシウム除去＋回転円板＋凝集沈殿）で処理し、焼却施設のガス冷却水として再利用しています。

最終処分場は、15年間を埋立期間として整備しましたが、有料化などによるごみの排出量の減少や、資源ごみの分別・資源化により、埋立処分量が少なくなり、平成30年までは使用可能と見込まれています。（平成22年3月末で残余容量は5,384m³あり、平成21年度の埋立処分量604m³から残余年数を求めると約9年となります。）

最終処分場の概要を表2-6-1に、埋立実績を表2-6-2に示します。

表 2-6-1 最終処分場の概要

①埋立構造	準好気性埋立構造
②埋立面積	9,610m ²
③埋立容量	34,500m ³
④浸出水処理能力	浸出水処理量：20m ³ /日 調整池容量：830m ³
⑤浸出水処理方式	カルシウム除去＋回転円板＋凝集沈殿
⑥埋立対象物	焼却残さ、破碎残さ、中間処理が困難なごみ、 水処理脱水汚泥、産業廃棄物

表 2-6-2 最終処分場の埋立実績

(単位：t/年)

年 度		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
直 接 埋 立	収集ごみ	32.01	3.43	－	－	－
	直搬ごみ(一廃)	87.30	59.69	34.90	24.68	42.61
	直搬ごみ(産廃)	318.39	276.44	312.74	0.18	1.21
	計	437.70	339.56	347.64	24.86	43.82
処 理 残 さ	焼却残さ	150.30	142.65	148.70	137.21	122.03
	破碎残さ	348.40	365.15	348.07	315.97	324.77
	水処理汚泥	－	31.40	26.16	26.65	26.13
	計	498.70	539.20	522.93	479.83	472.93
合 計		936.40	878.76	870.57	504.69	516.75

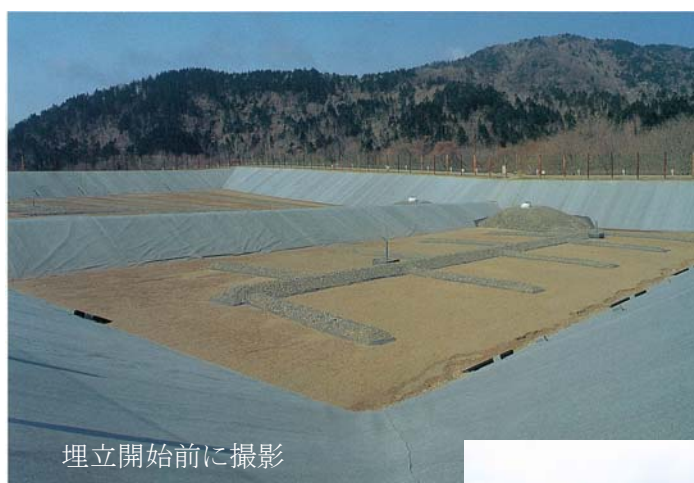


写真 2-6-1 最終処分場（埋立処分地・浸出水処理施設）

7 ごみ処理経費

平成 17 年度から平成 21 年度のごみ処理経費※の推移を表 2-7-1 に示します。

ごみ処理経費は、年々増加し、過去 5 ヶ年で 39%の増となっており、行政区域内人口の減少とあいまって、人口一人当たりの経費で見ると、過去 5 ヶ年で 51%増となっています。さらに、ごみ排出量当たりで見ると、過去 5 ヶ年でごみ排出量が 17%減少していることから、ごみ 1 t 当たりで見ると 68%増となっています。

クリーンセンターは、供用開始から 13 年が経過し、処理費用や委託費に加え、今後は補修整備に要する費用の増加も見込まれますので、今後も増加するごみ処理経費への対応が課題です。

※ごみ処理経費は、次の費用を示しています。

- ・ 人件費 …ごみ処理に係わる町職員人件費
- ・ 処理費 …収集運搬から最終処分までの処理に要する費用
- ・ 委託費 …収集運搬から最終処分までの処理委託に要する費用
- ・ 車両等購入費 …車両等の購入費用
- ・ その他 …その他上記に含まれない費用

表 2-7-1 ごみ処理経費の推移

区 分	単位	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
人件費	千円	18,077	18,117	18,337	18,484	19,134
処理費	千円	34,689	38,373	32,569	50,208	54,189
車両購入費	千円	1,750	1,606	2,116	2,096	1,293
委託費	千円	75,351	75,988	76,918	75,543	75,284
その他	千円	4,229	7,744	6,594	5,343	36,472
経費 計	千円	134,096	141,828	136,534	151,674	186,372
行政区域内人口	人	5, 827	5, 693	5, 572	5, 440	5, 347
1 人当たり経費	円/人	23,013	24,913	24,504	27,881	34,855
ごみ排出量(t)	t	1,966	1,881	1,764	1,640	1,624
ごみ 1t 当たり経費	円/t	68,208	75,400	77,400	92,484	114,761

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）より作成

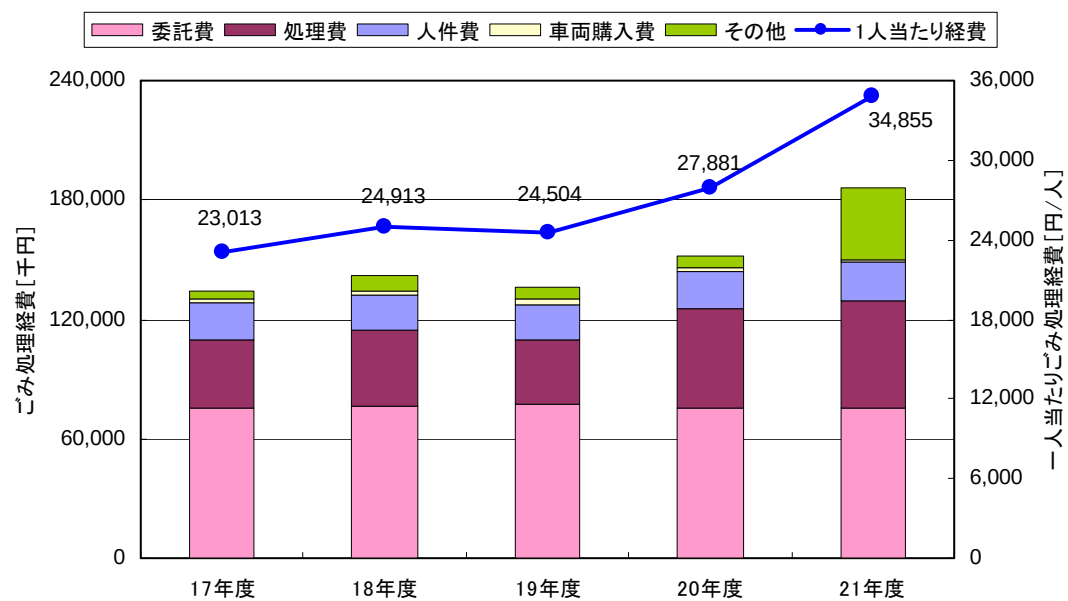


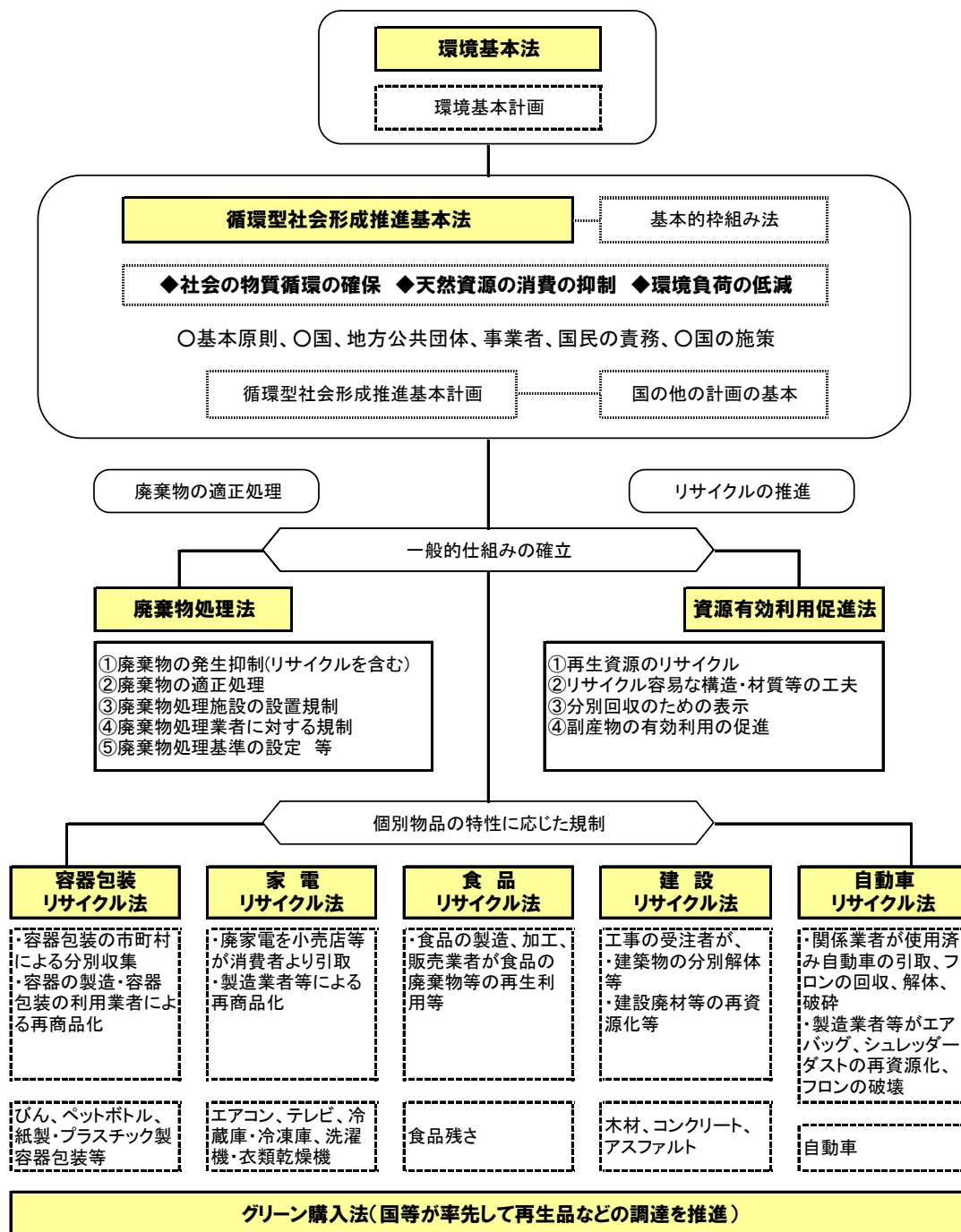
図 2-7-1 ごみ処理経費の推移

8 関連法令等の動向

8-1 関連法令の動向

(1) 循環型社会形成推進のための法体系

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年の通常国会において「循環型社会形成推進基本法」が制定されたほか、図 2-8-1 に示す法体系のもとで各法律の改正、施行が行われています。



出典：3Rハンドブック 2009（北海道）

図 2-8-1 循環型社会形成に向けた法体系

(2) 循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法(循環型社会基本法)が公布され、平成 13 年 1 月に完全施行されました。

循環型社会基本法は、社会における物質循環の形成を通じた、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的としており、循環型社会の形成に向けた基本原則、施策の基本事項など対策の枠組みが示されています。

また、ここでは廃棄物処理の優先順位が、①廃棄物等の発生抑制、②製品・部品としての再使用、③原材料としての再生利用、④熱回収、⑤適正な処分、であることが初めて法定化されました。これにより、廃棄物・リサイクル対策が、廃棄物等の発生抑制から、循環的な利用、適正な処分まで、廃棄物になる前と廃棄物になった後の両方のものの流れ全体を見据えた施策へと転換し、循環型社会の構築への原動力となることが期待されています。

(3) 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)は、昭和 45 年のいわゆる公害国会において、他の公害関係法令とともに成立した廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める法律で、廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

廃棄物処理法は、制定以来、社会情勢に応じて昭和 51 年、平成 3 年、平成 9 年、平成 12 年と大きな改正が行われており、最近の改正としては、平成 18 年に、石綿による健康被害が顕在化する中、石綿を含む廃棄物の飛散防止及び適切な処分の確保のため、無害化処理認定制度の手続等が定められるとともに、今後大量に発生することが想定されている建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物について、処理基準の強化等を図るため政令の改正が行われました。

また、平成 22 年には、これまでも不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたところですが、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、また、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が依然として根強く残っています。一方で、廃棄物の再生利用が進んできているものの、排出抑制や焼却する際の熱回収は不十分な状況にあります。これらの課題に対処するため廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、不法投棄等に対する罰則の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適正な循環的利用の確保などを内容とする改正が行われました。

(4) 資源有効利用促進法

廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）を総合的に推進するための枠組みを整備するため、再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年 10 月施行）を改正し、平成 12 年 6 月に資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）として制定されました。

資源有効利用促進法では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種（特定省資源業種：鉄鋼業、紙・パルプ製造業等）、②再生資源・再生部品を利用すべき業種（特定再利用業種：紙製造業、ガラス容器製造業等）、③原材料等の合理化等を行うべき製品（指定省資源化製品：自動車、家電製品等）、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品（指定再利用促進製品：自動車、家電製品等）、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品（指定再資源化製品：プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）、⑥自主回収・再資源化を行うべき製品（指定再資源化製品：パソコン、小形二次電池）、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物（指定副産物：電気業の石炭灰等）を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務付けを行い、事業者の自主的な取り組みの促進を図っています。

(5) 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、一般廃棄物のうち容積比で約 6 割を占める容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行い、ごみの減量化と資源の有効利用を図ることを目的として、平成 7 年 6 月に公布され、平成 9 年 4 月から本格施行されました。

容器包装リサイクル法に基づくリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者の役割分担を明確にし、それぞれが責任を負う仕組みとなっています。

○消費者：分別収集に協力（分別排出）する。

○市町村：容器包装廃棄物の分別収集を行う。

○事業者：市町村が分別収集した容器包装廃棄物を自ら又は指定法人やリサイクル事業者に委託して再商品化する。

対象となる「容器包装」は「商品」の容器又は包装であって、商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要になるびん、缶、紙、プラスチック製品などをいい、次の品目が分別収集の対象となっています。

○ガラス製容器（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、ペットボトル、その他の紙製容器包装 … 容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務の対象品目にもなっています。

○鋼製容器包装（スチール缶）、アルミニウム製容器包装（アルミ缶）、段ボール、飲料用紙製容器包装（紙パック） … 分別収集の対象ですが、事業者

が行う再商品化義務の対象とはなっていません。

容器包装リサイクル法は、平成 18 年度に改正され、そのうち平成 20 年度から施行される新制度に「市町村への資金拠出」があります。これは、住民・市町村と特定事業者が連携して、リサイクルの効率化や社会的コストの低減を図ろうという目的で導入されました。リサイクルに見込まれている総額の想定額からその年度に引き取った分に実際にかかった実績額を引き、「費用効率化分」が生じた場合、その 1/2 を市町村による貢献として「合理化拠出金」が支払われます。

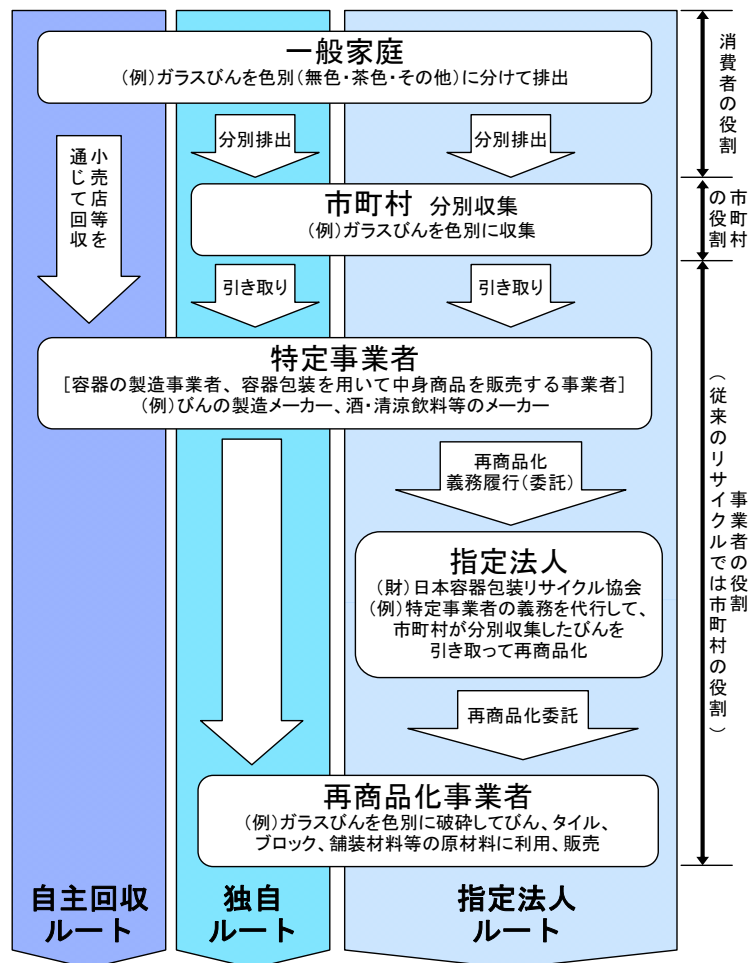


図 2-8-2 容器包装リサイクル法の概要（環境省資料）

(6) 家電リサイクル法

一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品は、その多くが破碎処理の後に鉄などの一部の金属のみ回収が行われている場合があるものの、約半分はそのまま埋め立てていました。廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれ、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫しており、廃棄物の減量化は喫緊の課題となり、廃棄物の減量とリサイクルが必要となってきました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が平成 10 年 6 月に制定され、平成 13 年 4 月から施行されました。

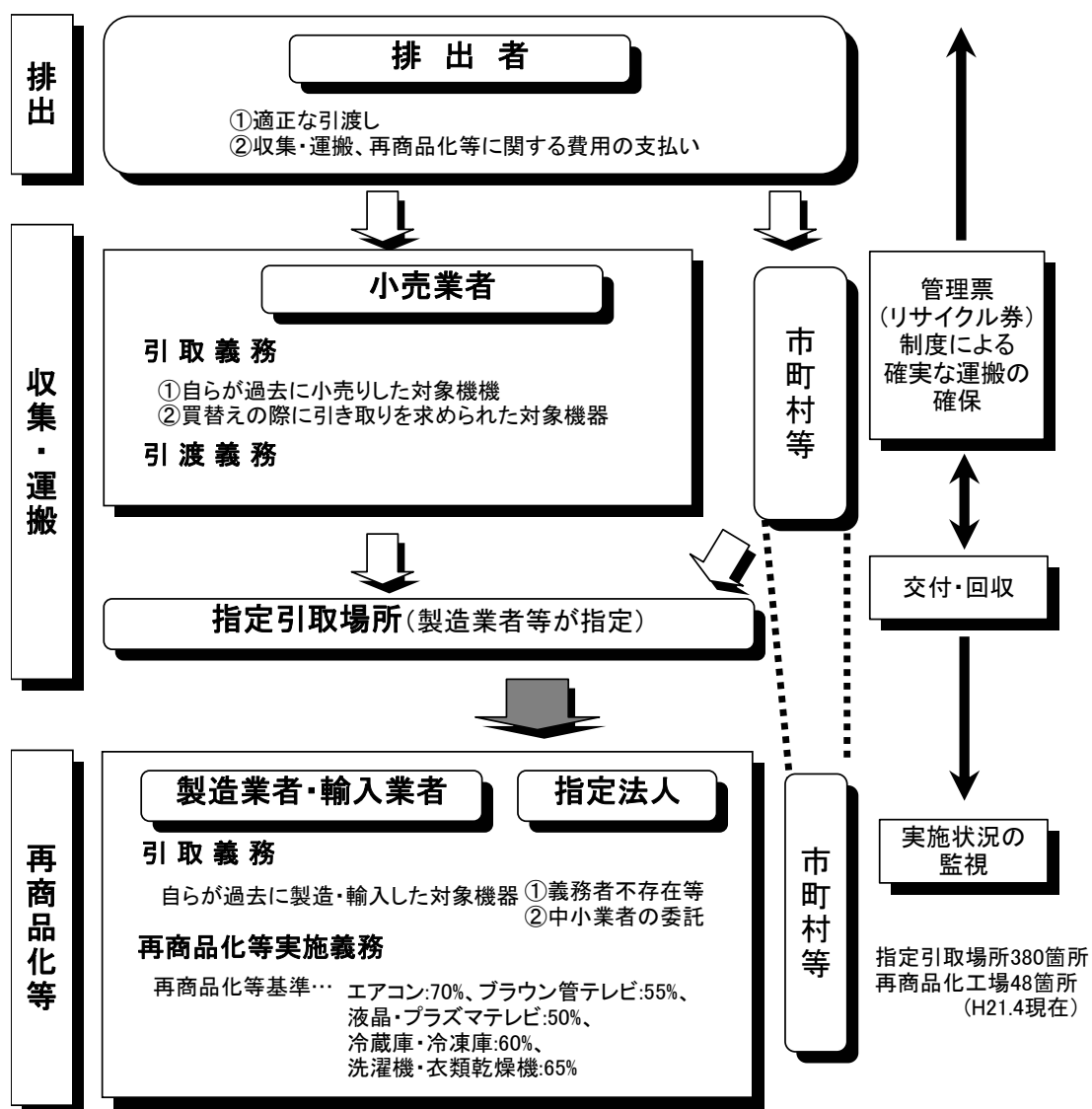


図 2-8-3 家電リサイクル法の概要（環境省資料）

(7) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）は、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等の取り組みを促進するため、平成 13 年 5 月から施行されました。

具体的には、食品関連事業者に対して食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物、食品の売れ残り及び食べ残し等について、その発生の抑制や減量化を図るとともに飼料や肥料等の原材料として再生利用することを促しています。法施行後は、一定の成果を上げているものの、食品流通の川下に位置する事業者ほど食品廃棄物の発生が少量分散型になることもあり、再生利用等実施率は低迷しています。これらを踏まえ、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、平成 19 年に食品リサイクル法が改正されました。

○食品循環資源：食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの

○再生利用：食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤・油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること（このうち、飼料化を最優先に位置付け）

○再生利用等：発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）

(8) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）は、建築物等の解体工事に伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃棄材の分別及びリサイクルを促進することを目的とし、平成 14 年 5 月に施行されました。

建設リサイクル法では、一定基準以上の工事について、特定の建設資材を工事現場で分別解体等し、それが廃棄物となったものについて、再資源化等することを義務付けることによって、リサイクルを推進します。

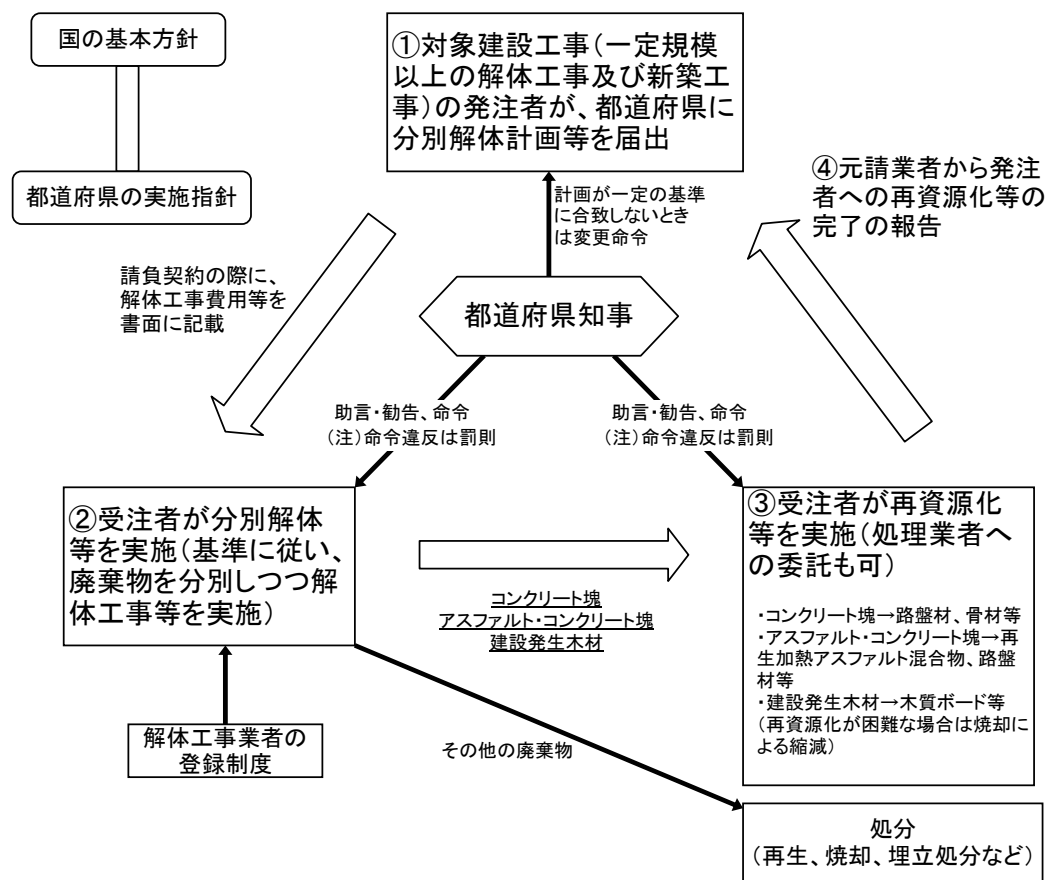


図 2-8-4 建設リサイクル法の概要（環境省資料）

(9) 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、自動車関連事業者の役割分担と責務を明確にした上で新たなリサイクル制度を構築し、不法投棄の防止や最終処分量の減量、再生資源及び再生部品の十分な利用を図ることを目的とし、平成 14 年 7 月 12 日に公布、平成 15 年 1 月から段階的に施行され、平成 17 年 1 月に本格施行されました。

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、全ての四輪自動車（但し、被けん引車、大型及び小型特殊自動車、二輪車等は除く）であり、自動車メーカーや輸入業者は、使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（自動車破砕くず）、エアバッグ類、フロン類の 3 品目を引き取りリサイクル（フロン類は破壊処理）する義務を負います。

なお、使用済自動車の 3 品目に係るリサイクル料金は、所有者が支払うこととなりそのリサイクル料金は各自動車メーカー等が車種ごとに定め、公表しています。

グリーン購入法では、国や国の機関、地方公共団体が、率先的に環境物品等を購入することを規定するとともに、事業者等が物品等を購入する際、できる限り環境物品等を選択すること等を求めています。

また、グリーン調達といって、一般にメーカーが原材料などを購入する際に、環境負荷の少ない物品を優先して調達したり、そのような配慮をしているメーカーから優先して調達することを推奨しています。グリーン調達は、いいかえると、環境管理システム、使用禁止物質などの管理の2点が整備されているメーカーから資材・部品を調達することをいいます。

大手メーカーでは、それぞれ「グリーン調達基準」を作成し、取組みを進めています。特に、情報通信機器メーカー大手18社は、平成14年に「グリーン調達基準」を統一し、資材・部品に含まれるCd（カドミウム）、Pb（鉛）、Hg（水銀）、Cr⁶⁺（6価クロム）などの重金属、ハロゲン系化合物などの開示対象項目を共通化しています。

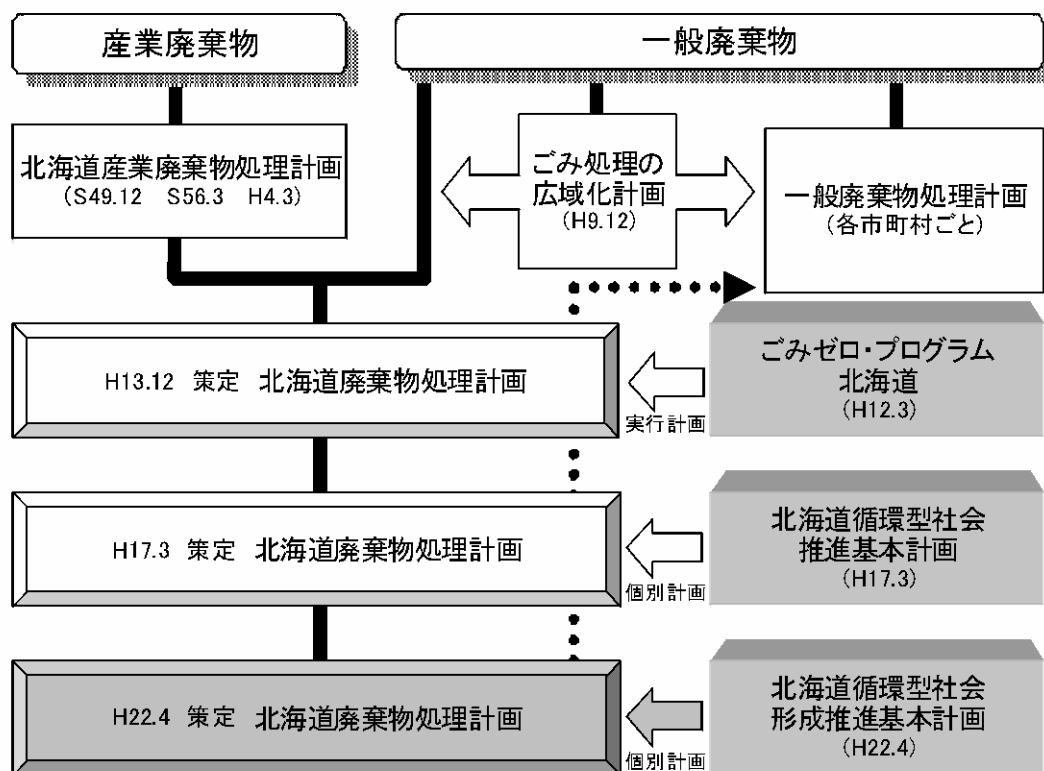
また、平成18年7月からは、家電製品、パソコンについてCd、Pb、Hg、Cr⁶⁺とBr（臭素）系難燃剤2種を含有する場合の情報提供措置が導入され、EU（欧州連合）では、家電製品や通信関連機器に対して上記6物質の含有を禁止する「RoHS指令」が施行されました。メーカーでは、これらの措置への対応が進められています。

8-2 北海道の動向

(1) 廃棄物処理計画

北海道では、廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に則して北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として「北海道廃棄物処理計画」を策定しています。北海道の廃棄物処理計画は、昭和 49 年 12 月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第 3 次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物もあわせた処理計画を定めることとなり、平成 13 年 12 月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成 17 年 3 月の改定を経て、平成 22 年 4 月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されています。

新たな北海道廃棄物処理計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。



出典：北海道廃棄物処理計画（平成 22 年 4 月）

図 2-8-6 北海道廃棄物処理計画の変遷

(2) 排出抑制に関する目標

北海道廃棄物処理計画で定める排出抑制に関する目標は、表 2-8-1 に示す通りであり、排出量で約 15%減少、原単位では約 12%（家庭ごみの原単位は 13%）の減少を目標としています。

表 2-8-1 排出抑制に関する目標

	現状(平成 19 年度)	目標(平成 26 年度)
一般廃棄物の排出量	2,328 千トン	1,970 千トン(約 15%減)以下とする
一人 1 日当たりごみ排出量	1,134g/人・日	1,000g/人・日以下とする
一人 1 日当たり家庭ごみ排出量	691g/人・日	600g/人・日以下とする

(3) 適正な循環的利用に関する目標

北海道廃棄物処理計画で定める適正な循環的利用に関する目標は、表 2-8-2 に示す通りであり、リサイクル率を 30%以上に引き上げることを目標としています。

表 2-8-2 適正な循環的利用に関する目標

	現状(平成 19 年度)	目標(平成 26 年度)
リサイクル率	18.8%	30%以上とする

(4) 適正処分の確保に関する目標

北海道廃棄物処理計画で定める適正処分の確保に関する目標は、表 2-8-3 に示す通りであり、最終処分量を約 29%削減することを目標としています。また、リサイクル率の向上、最終処分量の削減量から減量化量を 980 千トンにすることがあげられています。

表 2-8-3 適正処分の確保に関する目標

	現状(平成 19 年度)	目標(平成 26 年度)
最終処分量	561 千トン	400 千トン(約 29%減)以下とする
減量化量	1,326 千トン	980 千トン

(5) バイオマスの利活用に関する目標

北海道廃棄物処理計画で定めるバイオマスの利活用に関する目標は、表 2-8-4 に示す通りであり、廃棄物系バイオマスの利活用率を 86%以上とすることがあげられています。

表 2-8-4 バイオマスの利活用に関する目標

	現状(平成 19 年度)	目標(平成 26 年度)
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	79%	86%以上とする

9 ごみ処理に関する課題

様似町のごみ処理の現状及び国や北海道の動向を踏まえ、現状における課題を整理します。

9-1 ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

様似町のごみ排出量を北海道や全国と比較した場合、総排出量（計画収集ごみ、直接搬入ごみに集団回収量を加えた排出量）は、北海道や全国に比べ十分少ない排出量となっていますが、全国の人口規模 1 万人未満の総排出量（843g/人・日：平成 20 年度）と比べると、様似町は平均的な排出量であると言えます。

また、北海道廃棄物処理計画で定めたごみ排出量の目標値は、総排出量で 1,000g/人・日となっていることから、現時点で達成しているものの、家庭系ごみに限って比較すると、平成 21 年度における様似町の家系系ごみ（ここでは収集可燃ごみ、収集不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの合計量で算定します。）の原単位 694g/人・日は、目標値 600g/人・日を上回っています。

以上の通り、様似町のごみの排出量は、現状で十分少ない排出量といえるものの、全国的には平均的な排出量にあり、さらに北海道が定める家庭系ごみの目標値にはまだ達していないことから、今後ごみ排出量の削減に向けた取り組みを推進することが必要です。

9-2 リサイクル及び最終処分量の削減に向けた取組の推進

過去 5 ヶ年のリサイクル率をみると、ここ 1～2 年は減少傾向にありますが、概ね 29～30%前後で推移しており、全国や北海道のリサイクル率を大きく上回るほか、北海道廃棄物処理計画で定める目標値とほぼ同程度となっています。

様似町では、資源ごみの分別収集により、リサイクルを進めています。現在、アルミ、スチール、ペットボトルなど 18 品目の資源化をしていますが、容器包装プラスチックなどが未実施となっていますので、今後これらの実施の検討が課題としてあげられます。

一方、一人 1 日当たりの最終処分量は、北海道とほぼ同程度であるものの、全国よりは 2 倍以上の量となっており、また、日高管内の他町と比べても多い最終処分量となっています。現在使用している最終処分場をできる限り長く使用するためには、ごみ排出量の削減と中間処理による減量化、加えてリサイクルをより一層進めることが必要です。

9-3 増加するごみ処理経費への対応

ごみ処理経費は、ここ 5 年間で大きく増加しており、今後もクリーンセンターの稼働年数が経過するとともに、補修整備に要する費用の増加が見込まれます。今後も厳しい財政事情が見込まれるなか、できるだけ経費を抑えたごみ処理を進める必要があり、同時に、中間処理施設や最終処分場においては、できるだけ長く使用するための取り組みが必要です。

第3 計画の基本方針

1 ごみ処理の基本的方向

持続的な発展が可能な社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態を改め、循環型社会へと転換する必要があります。

循環型社会とは、まずは製品等がごみとなることを抑制し、次に排出されたごみはできるだけ再使用、再生利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することが徹底されることにより実現される、天然資源が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会において、製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、循環型社会形成推進基本法において、第1に発生抑制（Reduce：リデュース）、第2に再使用（Reuse：リユース）、第3に再生利用（Recycle：リサイクル）し、第4に熱回収、最後に適正処分とされています。

本計画においても、循環型社会形成に向けたごみ処理の基本的方向として、この優先順位に従い、進めて行くものとします。

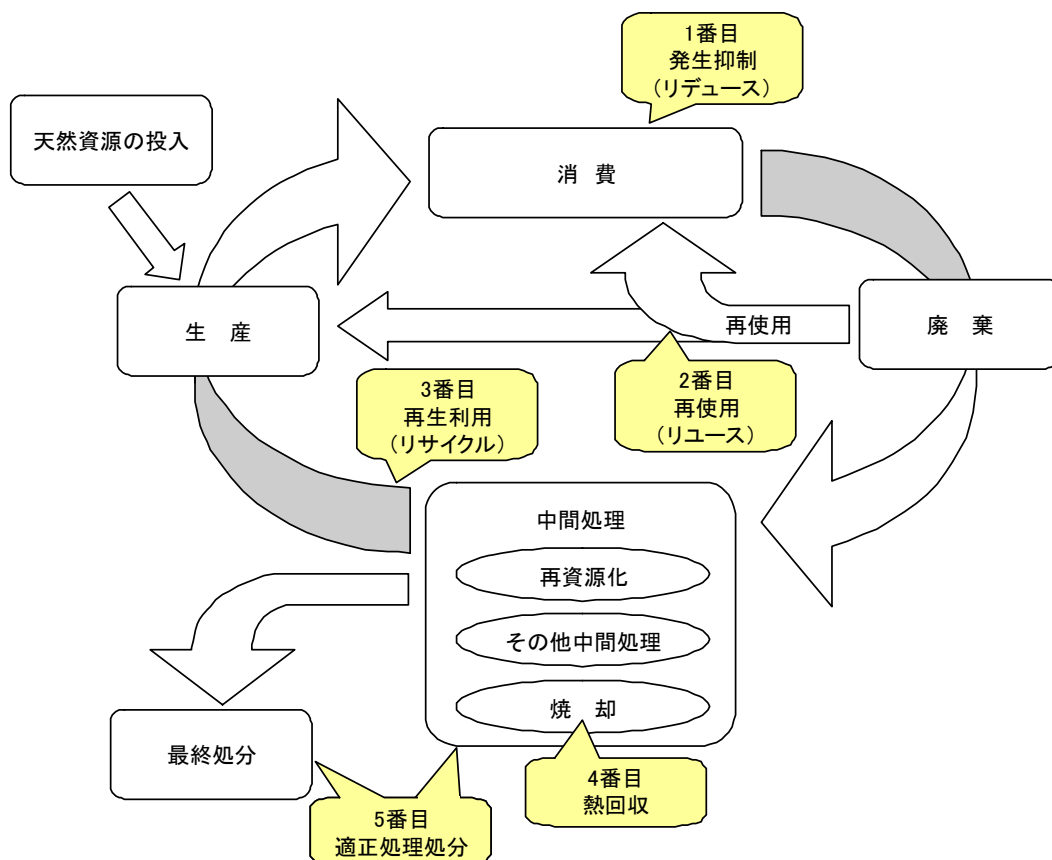


図 3-1-1 基本的方向（環境省資料）

2 計画の基本方針

様似町におけるこれまでのごみ処理の現状や循環型社会形成に向けた基本的方向を踏まえ、本計画では、以下の3つ基本方針を定め、住民・事業者・町が協働してごみ処理に係わる取り組みを進めていきます。

基本方針 1	ごみの発生・排出を少なくする。
基本方針 2	ごみの再利用・有効活用を進める。
基本方針 3	環境に配慮したごみ処理を行う。

図 3-2-1 計画の基本方針

3 計画期間

ごみ処理基本計画の目標年次は、国が示す策定指針※において計画策定時から 10～15 年後を目安とされています。したがって本計画においても策定指針に基づき、平成 23 年度を計画の開始として、15 年後にあたる平成 37 年度までを計画期間とします。

また、5 年毎に中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
内 容	計 画 策 定	第1期				中 間 目 標 年 次	第2期				中 間 目 標 年 次	第3期				計 画 目 標 年 次

図 3-3-1 本計画の期間

4 計画の対象区域

計画の対象区域は、廃棄物処理法に基づき、様似町行政区域内とします。

第4 ごみの排出量及び処理量の見込み

1 行政区域内人口の推計

様似町の人口は、出生率の低下並びに就労の場の不足などによる都市部への人口流出などを主な要因として毎年減少しています。このような自然動態及び社会動態は、今後とも続くものと考えられます。このため、第8次様似町総合計画では、平成32年度における人口を4,310人と設定しています。

本計画においても総合計画との整合を図り、平成32年度において4,310人とします。また、平成32年以降、本計画の目標年次までは、一定の減少率で減少するものとししました。

表 4-1-1 行政区域内人口の推計※
(単位：人)

年度	人口	年度	人口
平成 22 年度	5,250	平成 30 年度	4,500
平成 23 年度	5,160	平成 31 年度	4,400
平成 24 年度	5,060	平成 32 年度	4,310
平成 25 年度	4,970	平成 33 年度	4,220
平成 26 年度	4,880	平成 34 年度	4,140
平成 27 年度	4,780	平成 35 年度	4,060
平成 28 年度	4,690	平成 36 年度	3,980
平成 29 年度	4,590	平成 37 年度	3,900

※1 平成 23 年度から平成 31 年度まで、平成 21 年 9 月実績 5,347 人と平成 32 年度 4,310 人とで直線補間した。

※2 平成 33 年度以降は、平成 23 年度から平成 32 年度までの年平均減少率 2.0%で減少するものとした。

＜参考＞統計手法による人口推計

過去の人口実績を踏まえた統計手法による人口推計を以下に参考として示します。人口推計の手順は、以下の5つの統計手法から将来人口を推計し、この中から過去の人口実績を反映している統計手法を選定します。

$$\begin{aligned} \text{i : 一次傾向線} & : y = A + B \cdot t \\ \text{ii : 二次傾向線} & : y = A + B \cdot t + C \cdot t^2 \\ \text{iii : 一次指数曲線} & : y = A \cdot B^t \\ \text{iv : べき曲線} & : y = A_0 + A \cdot t^B \\ \text{v : ロジスティック曲線} & : y = \frac{K}{1 + e^{B - At}} \end{aligned}$$

ここで、 A 、 B 、 C 、 A_0 は定数、 t は年度

具体的には、上記の統計手法に平成12～21年度までの実績値をあてはめ、最小二乗法により各統計手法の定数を求めます。次に各統計手法で算出される平成12～21年度までの推計値と実績値との相関係数を求めます。ここで、相関係数とは、実績値との近似性を表す指標で、1に近いほど推計値が実績値と近似することを示すものです。この相関係数を目安として人口推定式を選定し、将来人口を設定します。

参考表-1は、平成12～21年度における行政区域内人口の実績値（住民基本台帳9月末人口）です。

参考表-1の人口実績値を廃棄物処理計画で用いられる5つの統計手法に当てはめて、各統計手法の定数を導き、目標年次（平成37年度）までの将来人口を計算し参考表-2に示します。参考表-2の最下欄には、相関係数もあわせて示しています。

なお、推計誤差を小さくするため将来人口は、平成21年度の実績値と推計値の差で平成22年度以降の推計値を補正した結果となっています。

各統計手法による相関係数は、どれも1に近く、どの手法も過去の実績傾向は反映しているものといえます。最も相関の高い統計手法は、二次傾向線となりますが、目標年次における人口は、5手法の中で最も少なく、平成21年度と比べると-2,378人、年平均約-150人の減少となり、現状から比べると大幅な減少となります。また、5つの手法の中では、相関係数は小さいものの、最も予測値が大きくなるのは1次指数曲線であり、平成32年度における予測値は約4,300人と総合計画による将来人口とほぼ

参考表-1 行政区域内人口の実績

年 度	人 口	増 減
平成12年度	6,382	—
13	6,254	△ 128
14	6,170	△ 84
15	6,044	△ 126
16	5,942	△ 102
17	5,839	△ 103
18	5,703	△ 136
19	5,572	△ 131
20	5,440	△ 132
21	5,347	△ 93

同値となります。どの統計手法を採用するか判断は、難しいところでありますので、ここでは、どれも相関係数が 1 に近いということを踏まえ、5 つの手法の中で中間となる 1 次傾向線による結果を採用するものとして、その結果を統計手法による将来人口と考えます。

1 次傾向線による人口推計では、平成 32 年度において 4,070 人、平成 37 年度では 3,490 人となります。

参考表-2 人口推計結果

(単位：人)

年 度	1 次傾向線	2 次傾向線	1次指数曲線	べき曲線	ロジスティック
平成 22 年度	5,231	5,218	5,242	5,237	5,228
23	5,115	5,086	5,139	5,128	5,108
24	4,999	4,952	5,038	5,018	4,988
25	4,883	4,815	4,939	4,909	4,869
26	4,767	4,676	4,841	4,800	4,749
27	4,651	4,534	4,746	4,691	4,630
28	4,535	4,389	4,653	4,582	4,511
29	4,419	4,242	4,561	4,474	4,392
30	4,303	4,092	4,472	4,365	4,275
31	4,187	3,939	4,384	4,257	4,158
32	4,071	3,784	4,297	4,148	4,042
33	3,955	3,626	4,213	4,040	3,927
34	3,839	3,466	4,130	3,932	3,813
35	3,724	3,303	4,049	3,824	3,701
36	3,608	3,137	3,969	3,716	3,590
37	3,492	2,969	3,891	3,609	3,480
相関係数	0.99895	0.99938	0.99793	0.99871	0.99923

2 ごみ排出量の推計

ごみの排出量は、分別区分ごとに一人1日当たり排出量（原単位）と行政区域内人口から推計します。表4-2-1に過去5ヶ年の分別区分ごとの原単位を示します。また、それぞれの原単位の推移を図4-2-1～4-2-6に示します。

表4-2-1 分別区分ごとの一人1日当たり排出量の実績

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政区域内人口(人)		5,827	5,693	5,572	5,440	5,347
排出量 t/年	収集可燃ごみ	759	721	667	628	604
	直搬可燃ごみ	163	165	161	152	157
	収集不燃ごみ	282	273	252	231	235
	直搬不燃ごみ	164	151	106	91	111
	資源ごみ	542	516	532	498	468
	粗大ごみ	56	56	45	41	49
	計	1,966	1,881	1,764	1,640	1,624
原単位 g/人・日	収集可燃ごみ	356	347	328	316	309
	直搬可燃ごみ	77	79	79	76	81
	収集不燃ごみ	133	131	124	116	120
	直搬不燃ごみ	77	72	52	46	57
	資源ごみ	255	249	262	251	240
	粗大ごみ	26	27	22	21	25
	計	924	905	867	826	832

※一人1日当たり排出量（g/人・日）

$$= \text{排出量 (t/年)} \div \text{行政区域内人口 (人)} \div 365 (\text{日}) \div 10^6$$

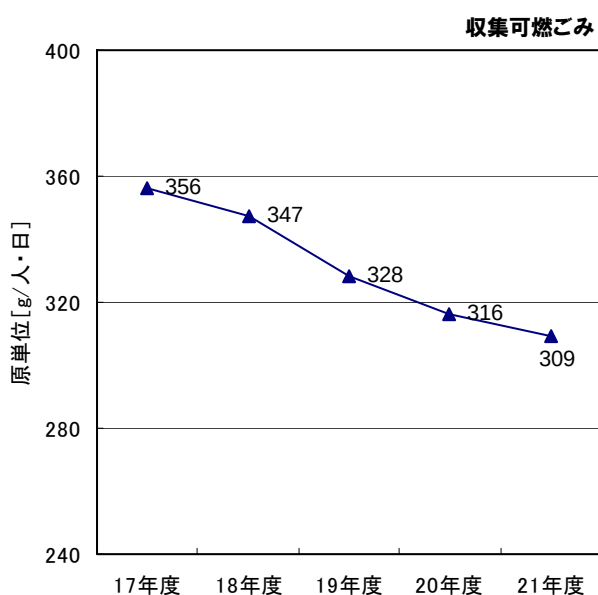


図4-2-1 収集可燃ごみの原単位の推移

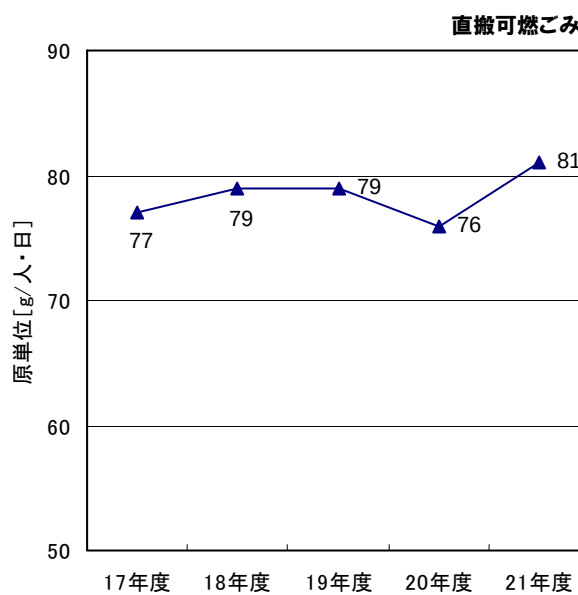


図4-2-2 直搬可燃ごみの原単位の推移

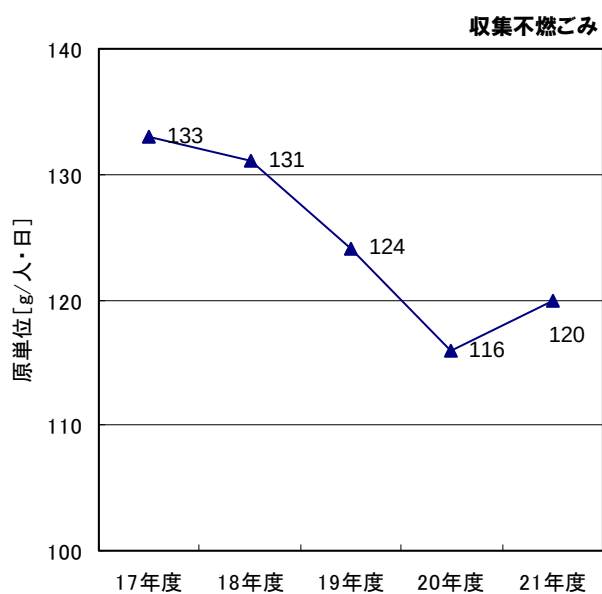


図 4-2-3 収集不燃ごみの原単位の推移

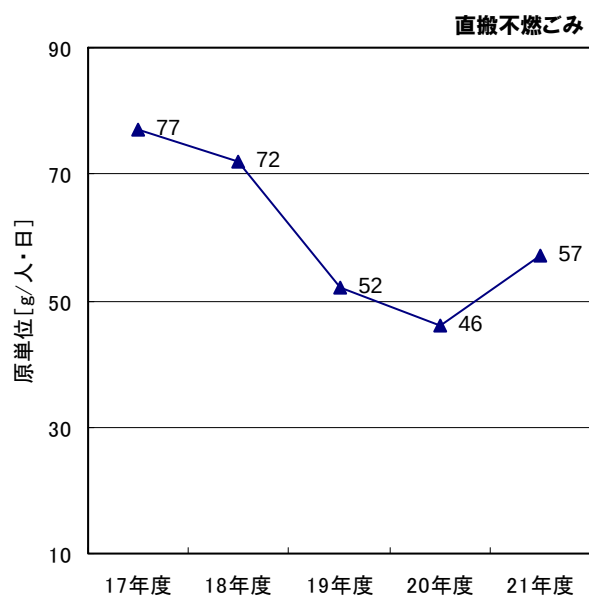


図 4-2-4 直搬不燃ごみの原単位の推移

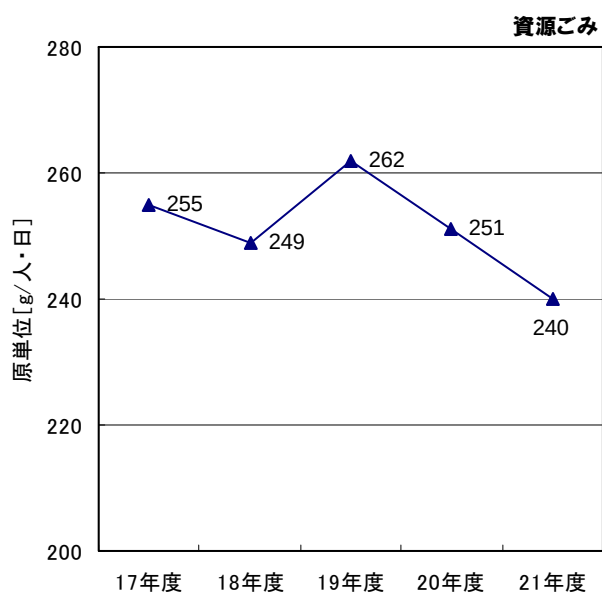


図 4-2-5 資源ごみの原単位の推移

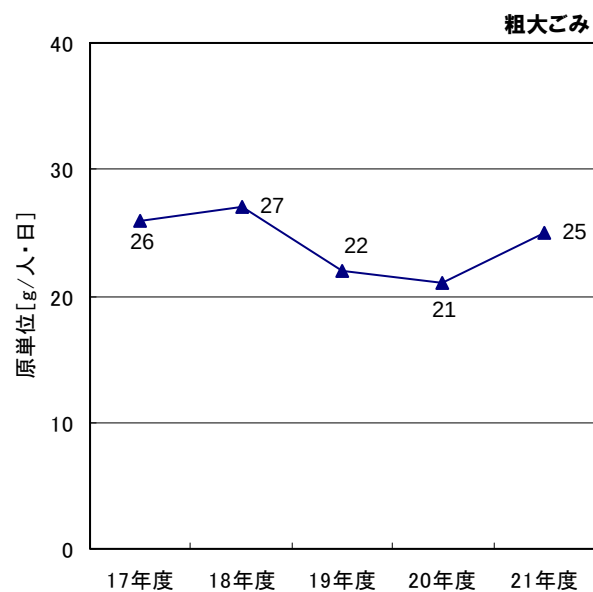


図 4-2-6 粗大ごみの原単位の推移

今後の原単位の見込みは、分別区分ごとの傾向から次の通り設定します。

[収集可燃ごみ] : 毎年減少しており、特に 18 年度から 19 年度にかけて大きく減少していますが、ここ数年は緩やかな減少といえます。このため緩やかに原単位が減少する推計式により設定します。

[直搬可燃ごみ] : 過去 5 年間では、一定で推移しているといえます。したがって過去 5 ヶ年の平均値から 78g/人・日に設定します。

[収集不燃ごみ] : 平成 20 年度までは減少していますが、平成 21 年度は、前年に比べ増加しています。今年度の原単位によりこのまま増加するか、もしくは再び減少するかが思料されるところですが、本計画では、一定で推移していると判断し、過去 3 年間の平均値から 120g/人・日に設定します。

[直搬不燃ごみ] : 収集不燃ごみと同様、平成 20 年度までは減少していますが、平成 21 年度は、前年に比べ増加しています。今年度の原単位によりこのまま増加するか、もしくは再び減少するかが思料されるところですが、本計画では一定で推移していると判断し、過去 3 年間の平均値から 52g/人・日に設定します。

[資源ごみ] : 平成 20 年度までは一定で推移しているといえますが、平成 21 年度において減少が見られます。したがって平成 21 年度の実績値から 240g/人・日に設定します。

[粗大ごみ] : 過去 5 年間では一定で推移しているといえます。したがって過去 5 ヶ年の平均値から 24g/人・日に設定します。

以上により、ごみ排出量の見込みを表 4-2-2 に示します。

表 4-2-2 分別区分ごとの一人1日当たり排出量の見込み

	人口 (人)	原単位 (g/人・日)						
		収集可燃	直搬可燃	収集不燃	直搬不燃	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成22年度	5,250	306	78	120	52	240	24	820
平成23年度	5,160	302	78	120	52	240	24	816
平成24年度	5,060	298	78	120	52	240	24	812
平成25年度	4,970	295	78	120	52	240	24	809
平成26年度	4,880	292	78	120	52	240	24	806
平成27年度	4,780	290	78	120	52	240	24	804
平成28年度	4,690	288	78	120	52	240	24	802
平成29年度	4,590	285	78	120	52	240	24	799
平成30年度	4,500	283	78	120	52	240	24	797
平成31年度	4,400	282	78	120	52	240	24	796
平成32年度	4,310	280	78	120	52	240	24	794
平成33年度	4,220	278	78	120	52	240	24	792
平成34年度	4,140	277	78	120	52	240	24	791
平成35年度	4,060	276	78	120	52	240	24	790
平成36年度	3,980	274	78	120	52	240	24	788
平成37年度	3,900	273	78	120	52	240	24	787

表 4-2-3 分別区分ごとのごみ排出量の見込み

	人口 (人)	排出量 (t/年)						
		収集可燃	直搬可燃	収集不燃	直搬不燃	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成22年度	5,250	586	150	230	99	460	46	1,571
平成23年度	5,160	569	148	226	97	452	46	1,538
平成24年度	5,060	550	145	222	95	443	45	1,500
平成25年度	4,970	535	142	218	94	435	44	1,468
平成26年度	4,880	520	140	214	92	427	43	1,436
平成27年度	4,780	506	137	209	90	419	42	1,403
平成28年度	4,690	493	134	205	88	411	41	1,372
平成29年度	4,590	477	131	201	87	402	41	1,339
平成30年度	4,500	465	129	197	85	394	40	1,310
平成31年度	4,400	453	126	193	83	385	39	1,279
平成32年度	4,310	440	123	189	81	378	38	1,249
平成33年度	4,220	428	121	185	80	370	37	1,221
平成34年度	4,140	419	118	181	78	363	37	1,196
平成35年度	4,060	409	116	178	77	356	36	1,172
平成36年度	3,980	398	114	174	75	349	35	1,145
平成37年度	3,900	389	112	171	74	342	34	1,122

3 ごみの減量目標の設定

ごみ処理に関する課題で示した通り、北海道廃棄物処理計画で定めたごみ排出量の目標値（目標年次は平成 26 年度。以下、同じ。）は、総排出量で 1,000g/人・日となっていることから、現時点で達成しています。しかしながら、家庭系ごみに限って比較すると、平成 21 年度における様似町の家庭系ごみ（ここでは収集可燃ごみ、収集不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの合計量で算定します。）の原単位は 694g/人・日であり、目標値 600g/人・日を上回っています。

また、前節で予測した平成 26 年度の家庭系ごみの原単位は 676g/人・日となりますので、目標値を上回ります。今後ごみ排出量の削減に向けた取り組みを推進することが必要です。

以上を踏まえ、本計画では、北海道廃棄物処理計画の目標値から、ごみの減量目標を以下の通り設定します。

- 本計画の最初の間目標年次である平成 27 年度において、北海道が定めた家庭系ごみの原単位 600g/人・日を減量目標とします。
- これに事業系ごみを含めた一般廃棄物の原単位は 730 g/人・日を目標とします。
- 平成 28 年度以降、目標年次までは、毎年 1%※ずつ減少を見込むものとし、平成 37 年度において家庭系ごみの原単位を 540 g/人・日を減量目標とします。
- これに事業系ごみを含めた一般廃棄物の原単位は 670 g/人・日を目標とします。

※北海道が定めた家庭系ごみの原単位の目標値は、増減率で表すと年マイナス 2%となります。ごみ排出量が少なくなるにつれ、増減率も小さくなると考えられますので、平成 28 年度以降は、その半分の 1%を見込むこととしました。

表 4-3-1 ごみの減量目標

区 分	平成 21 年度 (現状)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 37 年度 (目標年次)
一般廃棄物 原単位	832 g/人・日	730 g/人・日	670 g/人・日
家庭系ごみ 原単位	694 g/人・日	600 g/人・日	540 g/人・日

表 4-3-1 の減量目標による分別区分ごとの一人 1 日当たり排出量及び分別区分ごとのごみ排出量をそれぞれ表 4-3-2、表 4-3-3 に示します。

平成 21 年度におけるごみ排出量の実績は 1,624t/年ですが、人口動態やこれまでのごみ排出量の傾向を踏まえた排出量は、平成 37 年度において 1,122t/年（表 4-2-3）が見込まれます。これは現状と比較してマイナス 502t/年の排出量となります。

さらに減量目標を達成するには、平成 37 年度において 954t/年（表 4-3-3）まで排出量を抑制することとなり、現状よりもマイナス 670t/年を削減する必要があります。

表 4-3-2 分別区分ごとの一人1日当たり排出量の見込み（減量目標）

	人口 (人)	原単位 (g/人・日)						
		収集可燃	直搬可燃	収集不燃	直搬不燃	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成22年度	5,250	300	78	117	52	238	23	808
平成23年度	5,160	290	78	115	52	235	23	793
平成24年度	5,060	280	78	112	52	233	22	777
平成25年度	4,970	270	78	109	52	230	22	761
平成26年度	4,880	260	78	107	52	228	21	746
平成27年度	4,780	250	78	104	52	225	21	730
平成28年度	4,690	247	78	103	52	224	20	724
平成29年度	4,590	242	78	102	52	224	20	718
平成30年度	4,500	238	78	101	52	223	20	712
平成31年度	4,400	234	78	100	52	222	20	706
平成32年度	4,310	230	78	99	52	221	20	700
平成33年度	4,220	227	78	98	52	220	19	694
平成34年度	4,140	224	78	96	52	219	19	688
平成35年度	4,060	220	78	95	52	218	19	682
平成36年度	3,980	215	78	94	52	218	19	676
平成37年度	3,900	211	78	93	52	217	19	670

表 4-3-3 分別区分ごとのごみ排出量の見込み（減量目標）

	人口 (人)	排出量 (t/年)						
		収集可燃	直搬可燃	収集不燃	直搬不燃	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成22年度	5,250	575	150	224	99	456	44	1,548
平成23年度	5,160	546	148	217	97	443	44	1,495
平成24年度	5,060	517	145	207	95	430	41	1,435
平成25年度	4,970	490	142	198	94	417	40	1,381
平成26年度	4,880	463	140	191	92	406	38	1,330
平成27年度	4,780	436	137	181	90	393	37	1,274
平成28年度	4,690	423	134	176	88	383	35	1,239
平成29年度	4,590	405	131	171	87	375	34	1,203
平成30年度	4,500	391	129	166	85	366	33	1,170
平成31年度	4,400	376	126	161	83	357	32	1,135
平成32年度	4,310	362	123	156	81	348	32	1,102
平成33年度	4,220	350	121	151	80	339	30	1,071
平成34年度	4,140	338	118	145	78	331	29	1,039
平成35年度	4,060	326	116	141	77	323	28	1,011
平成36年度	3,980	312	114	137	75	317	28	983
平成37年度	3,900	300	112	132	74	309	27	954

第5 ごみ処理計画

1 ごみの排出抑制

本計画の基本方針を推進していくためには、住民、事業者及び町が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要です。以下に各主体に求められる役割と具体的な取り組みを示します。

1-1 住民

住民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷を与えていることを認識した上でごみの排出抑制や減量化、適正処理への取り組みを行うことが望めます。そのため、これまでの大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、商品等の買い物時、使用時及び廃棄時などの各段階において、排出抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活の実践を心がけて下さい。

また、町や地域のごみの排出抑制や資源化等の取り組みに積極的に参加・協力して下さい。



表 5-1-1 住民の行動指針

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	● 使い捨て製品の購入を自粛します。 ● 過剰包装は辞退し、簡易包装を推進します。 ● エコバック、マイバックを利用し、レジ袋を削減します。 ● 詰め替え製品を購入します。 ● 再使用や修理ができる製品を購入します。 ● 購入した製品は、できる限り長期間使用します。 ● レンタルやリース制度を利用します。 ● リターナブルびんを使った商品を購入します。 ● 食べ残しや廃棄食品をなくすよう、食生活を見直します。 ● コンポスト容器などを利用して生ごみの減量化を推進します。
ごみの再利用・有効活用を進める。	● 資源物の分別を徹底します。 ● 集団資源回収へ参加します。 ● フリーマーケット、不用品交換システムを活用します。 ● 再生素材、未利用バイオマス資源から作られたリサイクル製品を購入します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	● ごみ出しルールを守ります。 ● ごみの分別を徹底します。 ● ごみステーションを管理します。 ● ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。

1-2 事業者

事業者は、事業系ごみの排出者としてごみの排出抑制、分別の徹底を行うとともに、事業活動に当たっては、使い捨て製品の販売・過剰包装の自粛、拡大生産者責任を踏まえた製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りなどが期待されます。

また、環境マネジメントシステムなどの導入によって、事業活動における環境配慮行動の実践、消費者の発生抑制・再使用・再生利用に関する行動を促すような製品・サービスの提供のほか、消費者としてグリーン購入を実施するなどの取り組みが期待されます。



表 5-1-2 事業者の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	● 使い捨て製品の製造や販売を自粛します。 ● 過剰包装を自粛し、簡易包装を推進します。 ● エコバック、マイバック運動を展開し、レジ袋を削減します。 ● 詰め替え製品、再使用や修理ができる製品の販売を促進します。 ● 製品製造の過程における廃棄物の発生を少なくします。 ● 生ごみを排出する事業所では、生ごみ処理機などを導入し、生ごみの減量化を推進します。
ごみの再利用・有効活用を進める。	● 循環資源を原材料とする製品を販売・利用します。 ● 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品を開発・販売します。 ● 使用済み製品や部品は、できる限り再使用します。 ● スーパー等では、回収ボックスなどを設置します。 ● ダンボール、発泡スチロールなどの梱包資材は、リサイクルします。 ● 排出者として資源物を分別収集します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	● ごみの分別を徹底します。 ● ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ● 事業所周辺や所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう常に清掃及び整理整頓を心がけます。

1-3 町

町は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備など一般廃棄物に関する発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進するとともに、事業者・消費者として、グリーン購入などに自らが率先して取り組みます。

また、住民や事業者へのごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、住民、事業者の取り組みを促進するとともに、連携して地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。



表 5-1-3 町の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	● 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。 ● ごみの発生や排出を抑制するため、住民、事業者へ支援や情報提供を行います。 ● 小売業者へ過剰包装の自粛要請と、消費者へのこれらの製品の購入自粛を啓発します。 ● 小学生や中学生を対象に環境教育活動を行います。 ● 環境に配慮されたグリーン製品の使用を推奨します。 ● 自らが事業所としての役割を担います。
ごみの再利用・有効活用を進める。	● 集団資源回収を支援します。 ● 住民や事業者の意識を啓発します。 ● 再利用等行う事業者への支援を行います。 ● ごみの分別区分や排出方法をまとめた「ごみ分別の手引き」を配布します。 ● 分別収集した資源物の資源化を推進します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	● ステーションに排出されたごみを収集・運搬します。 ● 燃やせるごみ、燃やせないごみや粗大ごみを適正に処理します。 ● 廃棄物の処理施設の維持管理を行います。 ● 監視パトロールを強化し、不法投棄を防止します。

1-4 具体的な取組方策

(1) 集団回収の促進

町内会やPTA・学校等が行う資源物の集団回収は、直接ごみの減量化につながるとともに廃棄物の循環的利用の促進となり、その活動を通じて環境意識の向上が期待できます。このため、集団回収を促進するため回収量に応じて奨励金を交付する制度を導入している自治体があります。本町においてもその導入を検討します。

また、集団資源回収を行っていない町内会や町内会に加入していない住民の資源を回収するため、全ての住民が参加できるよう、コミュニティセンター等地区にある公共施設に資源回収拠点を設置し、資源物を回収する事例もあります。



(2) 生ごみの自家処理の推進

家庭から排出されるごみの中で、生ごみは重量的に大きな割合を占めることから、ごみの発生・排出抑制策の一つとして各家庭での生ごみの減量化対策は有効です。

家庭でできる生ごみの減量化対策には、廃棄食品や食べ残しを少なくすることによって発生そのものを少なくすることが大切です。

次に、料理くずなどはコンポスト容器や電動生ごみ処理機によって自家処理を行うほか、最近ではダンボールを利用した生ごみのコンポストが考案されており、有効な手段の一つとなっています。このためコンポスト容器や電動生ごみ処理機の助成制度の導入やダンボールコンポストに必要な資材の斡旋などが考えられます。

また、生ごみは多くの水分を含んでいることから排出時に水切りを徹底することでもごみの減量につながりますので、これらの実践を啓発していきます。



(3) マイバック運動の支援

買い物時にマイバックを持参し、レジ袋の利用を断ることは、レジ袋の廃棄量を削減するとともに、消費者と小売店が一体となつてごみの減量に取り組むこととなり、環境負荷を少なくし、環境に対する意識を向上させるための具体的な活動といえます。町内には、既に取り組んでいる小売店がありますが、この運動が拡大するよう支援していきます。

(4) リターナブル商品の利用促進

様似町では 18 品目にもわたる資源化品をリサイクルしており、高いリサイクル率を維持しています。

しかしながら、循環型社会の形成に向けては、資源物を含めごみの排出量そのものを削減する必要があり、リターナブルびんのように繰り返し使用される商品の利用などによって資源物の発生・排出する取り組みが求められます。

このため、リターナブルびんを利用した商品を購入してもらおうとともに、リターナブルびんが資源物として排出されずに回収ルートにまわる仕組みを検討します。



(5) 教育・啓発活動

「地球環境シリーズ」「タウン・ごみゼロ」の名称でこれまでに行ってきた資源リサイクル等に対する住民の意識啓発活動を行います。

また、一般町民や小学4年生の環境教育の一環としてクリーンセンターの施設見学会を引き続き実施します。

さらに、町のホームページや広報誌等でごみ処理に対する意識啓発を行います。



2 収集・運搬

2-1 収集・運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、ごみを排出する住民とこれを収集する町とが接する機会であるとともに、ごみの再生利用や適正な処理、処分を行うための重要な工程の一つです。

様似町は、各ごみステーションに回収ボックスを設置し、ごみの排出及び収集の効率化、街の美観維持などに努めています。また、分別区分については、町の間処理方式及び資源物の再生利用を考慮して定めています。今後も現行の収集・運搬方法を踏襲することを基本としながら、回収ボックス方式によるステーションの管理及び中間処理方式や資源物の再生利用に応じた分別収集を基本に収集・運搬を行います。

2-2 収集区域の範囲

収集区域は、現在と同様、様似町全域を対象とします。

2-3 収集・運搬の方法

(1) 収集主体

現行通り、町が委託する業者により実施します。

(2) 収集人員・機材

現行の人員、機材を基本としながら、資源物の分別品目の拡大などの際には、適宜見直しを図ります。

(3) 収集方式

ごみステーション方式によるものとし、各ステーションには回収ボックスを設置し、分別収集をしやすく、町並みの美観の維持に努めます。

なお、一番初めに設置した回収ボックスは、既に12年が経過し、老朽化も目立ち始めていることから、計画的に順次更新していくこととします。

2-4 収集・運搬するごみの種類

(1) 町が収集・運搬するごみの種類

町が収集・運搬するごみは、主に日常生活に伴って家庭から排出され、ごみステーションに排出されたごみとします。一部の事業系ごみについても、少量の場合は、ステーションへ排出してもらい、町で収集・運搬しますが、剪定枝や大量のごみは、町の許可を得てクリーンセンターへ直接搬入してもらうこととします。

また、家庭から排出されるごみであっても、処理が困難なもの、危険物、各種リサイクル法により事業者等に引取義務が生じるなど、町で処理できないものは、収集・運搬及び処理・処分は行いません。これらのごみの例を表5-2-1に示します。

表 5-2-1 町が収集・運搬しない家庭系ごみの例

区分	品目	排出先
民間協力ごみ	タイヤ類	さまに町廃車等処理組合
	廃車類(自転車、自動車、オートバイ等)	さまに町廃車等処理組合
	バッテリー	さまに町廃車等処理組合
適正処理困難物	ガス類(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素など)	販売店
処理除外物	石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイルなど)	販売店
	印刷用インク、現像液、自動車用添加剤、バッテリー液、工業薬品など	販売店
	農薬類	販売店
	感染性医療廃棄物	医療機関
	プロパンガスボンベ	販売店
	塗料の入っている容器	販売店
	消火器	販売店
	注射針	病院、調剤薬局
	ドラム缶	販売店、古物商
	その他収集運搬・処分に支障をきたすもの	問い合わせ
家電リサイクル法 資源有効利用促進法の対象品	テレビ(液晶テレビを含む)	販売店(家電リサイクル法による)
	冷蔵庫・冷凍庫	販売店(家電リサイクル法による)
	洗濯機・衣類乾燥機	販売店(家電リサイクル法による)
	エアコン	販売店(家電リサイクル法による)
	パソコン	メーカー(資源有効利用促進法による)
多量に出るごみ		特別許可により施設へ直接搬入

(2) 分別区分

現在の分別区分である「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「その他ごみ」とします。

さらに資源ごみについては、「空き瓶類」、「ペットボトル類」、「空き缶類」、「紙類(紙パック類、紙製容器包装類、ダンボール類、新聞類、雑誌・雑紙類)」、「プラスチック類(トレイ、発泡スチロール)」、「廃食用油」を対象とします。現在、分別収集を実施していない「その他の容器包装プラスチック」については、容器包装リサイクル法で3年に一度見直しする「分別収集計画」(最新改訂は平成22年5月)の改訂時において分別収集に係わる経費等を勘案しながら実施について検討するものとします。

2-5 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料の徴収方法として、現在の証紙添付方式(シール・ステッカー制)から指定袋制の導入について検討します。

表 5-2-2 ごみの分別区分と収集地域、収集頻度

分別区分	曜日	対象地域	備考
燃やせるごみ	月・木	大通 1～3	各地域、 週 2 回収集
		錦町、緑町、朝日丘、日本電工社宅	
		平字、アポイ公園、冬島、幌満、旭	
	火・金	鵜苫沢、鵜苫、西町、西様似	
		港町、本町 1～3、潮見台、会所町	
		栄町、岡田、田代	
燃やせないごみ	水	大通 1～3	各地域、 週 1 回収集
		錦町、緑町、朝日丘、日本電工社宅	
		平字、アポイ公園、冬島、幌満、旭	
	土	鵜苫沢、鵜苫、西町、西様似	
		港町、本町 1～3、潮見台、会所町	
		栄町、岡田、田代	
粗大ごみ		各地域、上記の燃やせるごみ、燃やせないごみの日に合わせて収集します。	各地域、 週 3 回収集
資源ごみ・その他のごみ			

3 中間処理

3-1 中間処理に関する基本方針

排出抑制や減量化を進めた上で、排出されたごみの資源化、適正処理を行うためには、中間処理の果たす役割は大変重要です。

様似町では、平成9年に稼働を開始したクリーンセンターがあります。この施設は、燃やせるごみの焼却処理、燃やせないごみ、粗大ごみの破碎処理、資源ごみ・その他ごみの資源化処理・保管を行っており、排出されたごみのほとんどを処理することができる施設となっています。

今後も、クリーンセンターにおいて中間処理を行うこととしますが、現時点において稼働後13年が経過していますので、できる限り長期使用ができるよう、点検・補修を行い、施設の延命化を図っていきます。

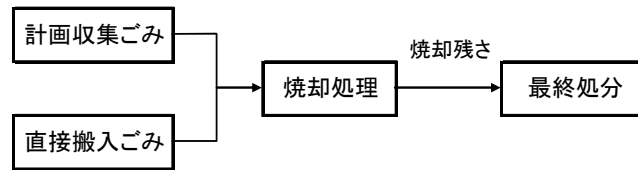
3-2 中間処理の方法

中間処理は、図5-3-1に示す通り、燃やせるごみは「焼却処理」、燃やせないごみ、粗大ごみは「破碎処理」、資源ごみ（その他ごみを含む）は品目毎に「資源化処理」又は「保管」を行います。

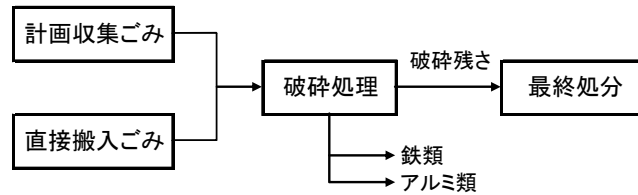
なお、容器包装プラスチックに該当しない、いわゆる「製品プラスチック」については、現在、容器包装プラスチックとともに「燃やせないごみ」として破碎・埋立を行っていますが、国の基本方針において、排出抑制、再生利用を進め、それでもなお残ったプラスチック類は、埋立は行わずに一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当であると定められました。また、様似町においては、埋立処分する廃棄物の中でプラスチック類の占める割合が多くなっています。

プラスチック類を焼却するには、焼却施設の耐火物や排ガス処理への影響など、解決すべき課題が多くあり、すぐに実施できるものではありませんが、プラスチック類の燃やせるごみへの変更について、今後検討を行っていきます。

【燃やせるごみ】



【燃やせないごみ・粗大ごみ】



【資源ごみ・その他ごみ】

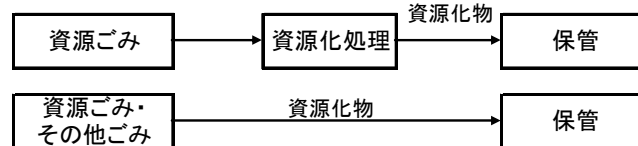


図 5-3-1 中間処理の方法

3-3 中間処理整備計画

(1) クリーンセンター

前述したようにクリーンセンターは、平成 9 年度に稼働を開始し、平成 22 年 4 月において稼働後 13 年が経過しました。この間、点検・整備、補修を繰り返しながら施設の維持管理を行ってきましたが、施設の稼働に伴い年々これらに要する費用は増加の傾向にあり、ごみ処理経費全体の中で、大きな割合を占めるようになっていきます。今後も大規模な改修が見込まれますが、本計画の運用期間において新たに施設の更新を行うことは大きな経費を伴うものであり、今の施設をより長く使用していくことが、現状における最善策と考えます。

このため、現在の施設をより長く使用することを目的に、今後の施設の維持管理に必要なトータルコストの縮減を図りつつ、施設を徹底的に活用する「ストックマネジメント手法」の導入を検討していきます。これは、従来の維持管理が事後的対応であるのに対し、予防保全の考えを取り入れ、施設の長寿命化、延命化を図るものです。

(2) リサイクル機器

現在、ストックヤード内に設置しているペットボトル圧縮機及び発泡スチロール減容機は、処理能力の低下と故障頻度の増加などがみられることから、適宜、更新を行っていくこととします。

4 最終処分

4-1 最終処分に関する基本方針

ごみ処理の最終工程として最終処分場の確保は、ごみ処理を行う上で必要不可欠です。

様似町では、クリーンセンターの開設に合わせた平成9年から埋立期間を15年間とする最終処分場を整備しています。ごみの再生利用の推進やごみ処理の有料化などによって最終処分量が計画より少なくなったことから、平成30年度まで使用が見込める状況ですが、本計画の運用期間においては、次期の最終処分場の整備が必要となります。

最終処分場の整備には、計画・設計・工事期間のほか、生活環境影響調査などの事前調査や必要な届け出等があります。このため、これら事業スケジュールを見定め、計画的に事業を進めていきます。

また、現在使用している最終処分場の埋立が終了した際には、施設を廃止するまで適正に管理していきます。

4-2 最終処分の方法

最終処分の方法は、埋立処分とします。埋立処分する主な廃棄物は、焼却処理後の残さ、破碎処理後の残さ、破碎処理が困難で直接埋立する廃棄物のほか、浸出水処理施設の脱水汚泥、一部の産業廃棄物とします。

4-3 最終処分場整備計画

現在使用している最終処分場の残余容量、残余年数を勘案しながら、次期最終処分場の整備を進めていきます。

次期最終処分場については、中間処理施設からの残さの搬入が容易であることや管理の一元化が可能なことから、現在のクリーンセンターの隣接地に整備する方向で検討を進めていきます。また、現在の最終処分場はオープン型と呼ばれる構造形式ですが、近年、埋立地全体を上屋で覆ったクローズド型最終処分場の整備事例がみられます。このような最新技術の動向などを調査の上、次期最終処分場の整備計画を策定します。図5-4-1に環境省交付金事業を活用した事業スケジュール例を示します。

4-4 最終処分場廃止計画

現在使用している最終処分場の埋立完了時には、廃棄物処理法で定める埋立終了の手続きを行うとともに、植林・植栽等の跡地整備を行います。また、埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと、浸出水の水質が排水基準を満たすことなど、廃棄物処理法の廃止基準（表5-4-1）に適合するまで維持管理を行っていきます。

埋立開始5年前	地域計画の策定	・用地取得 ・地域住民説明 ・地域計画策定及び交付金申請
埋立開始4年前	事前調査及び基本計画策定	・事前調査（生活環境影響調査、測量調査、地質調査）の実施 ・最終処分場施設基本計画の策定 ・交付金申請及び実績報告
埋立開始3年前	実施設計及び設置届出	・実施調査（測量調査、地質調査）の実施 ・最終処分場施設実施設計 ・浸出水処理施設の工事発注（性能発注方式の場合） ・最終処分場の設置届出 ・交付金申請及び実績報告
埋立開始2年前	建設工事開始	・埋立地の工事発注 ・最終処分場の1ヶ年目工事 ・交付金申請及び実績報告
埋立開始前年度	建設工事完了	・最終処分場の2ヶ年目工事 ・交付金申請及び実績報告
埋立開始	施設供用開始	・最終処分場の供用開始

図 5-4-1 最終処分場の整備スケジュール例

表 5-4-1 一般廃棄物最終処分場の廃止基準

1	最終処分場が構造基準に適合 ※囲い、立て札、調整池、浸出液処理施設を除く
2	悪臭発散防止に必要な措置
3	火災発生防止に必要な措置
4	ねずみの生育、蚊、はえ等害虫の発生防止に必要な措置
5	地下水等の水質検査の結果、基準に適合
6	保有水等の水質が、2 年以上の間、排水基準等に適合 (1)排水基準等 6 月に 1 回以上 (2)BOD、COD、SS 3 月に 1 回以上
7	埋立地からのガス発生がほとんど認められない、又は一定期間ガスの発生の増加が 2 年間以上にわたり認められないこと。
8	埋立地の内部が周辺地中温度に比して異常な高温となっていないこと。
9	覆いにより、開口部が閉鎖
10	雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂等の変形が認められないこと。
11	現在の生活環境保全上の支障がないこと。

5 その他ごみ処理に関する事項

5-1 様似町廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量と適正な処理に関する事項を審議するため、様似町廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

委員は、各種団体及び自治会等の関係者並びに学識経験者で構成されており、容器包装廃棄物などの適正処理、減量化、資源化等について審議を行っています。

5-2 広域化計画

平成9年12月に北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、北海道におけるごみ処理の広域化は、道内32ブロックが基本となっています。各ブロックにおいては、具体的な広域化の方法を定める広域化計画を策定し、広域処理が行われています。

日高管内については、平取町外3町衛生施設組合（鶴川町、穂別町、平取町、門別町）、えりも町、日高中部衛生施設組合（新冠町、静内町、三石町）、浦河町、様似町、日高町（注：町名、組合名は平成9年12月当時のもの）の計11町が「日高・胆振東部ブロック」として枠組みされ、広域化計画を平成10年度に策定しました。

具体的な広域処理の内容は、日高中部衛生施設組合、平取町外3町衛生施設組合、えりも町による焼却灰の広域処理を行うこと、リサイクルプラザの部分的な広域処理を行うこととしています。

このように現在、広域化計画において様似町は単独でごみ処理を行うことになっていますので、当面この方向を継続していきます。

5-3 在宅医療廃棄物

高齢社会と相俟って要医療者が増加する一方、病床数の不足などから、その対策として家庭において医療処置を行う在宅医療が進められています。この在宅医療に伴い発生する廃棄物は一般廃棄物として扱われるものですが、注射針など一部に感染性を有する廃棄物が含まれます。このため医療機関など関係機関と協議を行いながら、在宅医療廃棄物に関わる対応を定め、周知を行っています。

第 2 編

生 活 排 水 処 理 基 本 計 画

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

生活排水対策は、水環境の維持改善、快適な生活環境の創造、また生活排水に起因する河川等の水質悪化などを背景に、その対策の重要性はますます拡大しています。

生活排水処理には、住宅が密集し集落を形成している地域において下水道などの集合型の処理施設を整備する方法と、家屋が分散した地域において浄化槽※を整備する方法があります。いずれも生活排水対策の有効な手段として技術面、事業制度面の整備が進み、地域の実情に則した適正な処理方式を選定できるようになっています。

様似町においても下水道の整備を進めるとともに、家屋が分散している地区における生活排水対策を進めるため浄化槽の普及促進を図っています。

生活排水処理基本計画については、浄化槽の助成制度による普及促進を図るため、平成17年度に見直しを行っていますが、計画策定から既に5年が経過するとともに、浄化槽汚泥の処理施設でもある日高東部衛生組合のし尿処理施設に関わる今後の方針を見据える必要があるなど、計画の見直しが必要な時期になっていることから、基本計画を改定することにしました。

なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、生活排水処理に関する長期計画に位置付けられる計画です。

※ 浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から「単独処理浄化槽」が削除されたため、本計画では「浄化槽」と記している場合は、「合併処理浄化槽」をさしています。

第2 生活排水の排出状況

1 生活排水処理体系の現状

1-1 生活排水処理体系の現状

生活排水は、一般家庭から排出される汚水（し尿と生活雑排水）を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

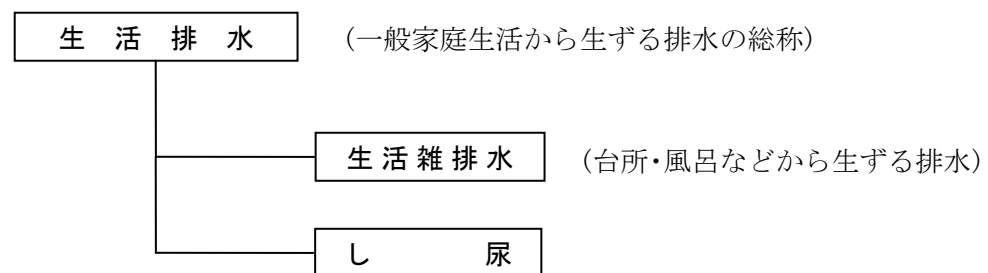


図 2-1-1 生活排水の定義

様似町の生活排水は、下水道事業計画認可区域（以下「下水道認可区域」という。）で下水道の整備が完了した区域（以下「下水道処理区域」という。）では下水道により、また、下水道認可区域以外及び下水道の整備が完了していない地区では、浄化槽による処理を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、日高東部衛生組合のし尿処理施設で処理を行っています。

行政区域内の生活排水処理体系を図 2-1-2 に示します。

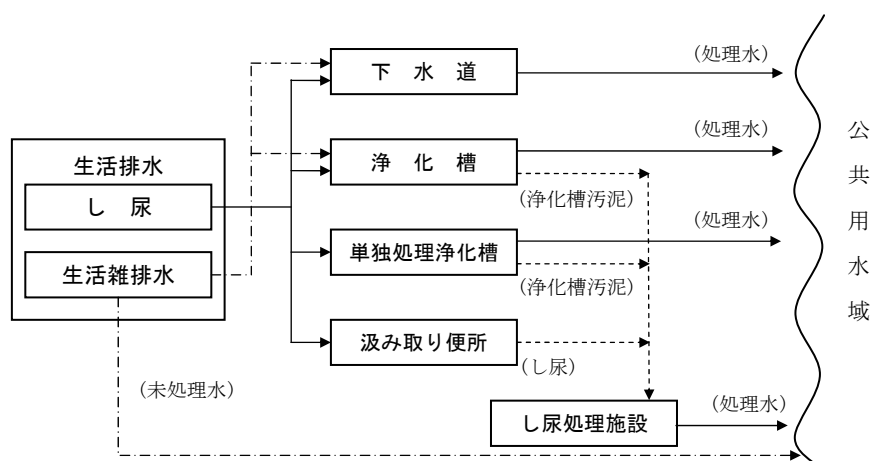


図 2-1-2 生活排水の処理体系

1-2 処理形態別人口

生活排水の排出状況は、図 2-1-3 で示す処理形態別人口で整理されます。

処理形態別人口とは、計画処理区域内、すなわち行政区域内の人口に対して下水道や農業集落排水施設、浄化槽などの処理施設別の処理人口（水洗化人口）で整理したものです。処理形態別人口のうち、下水道や農業集落排水施設、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

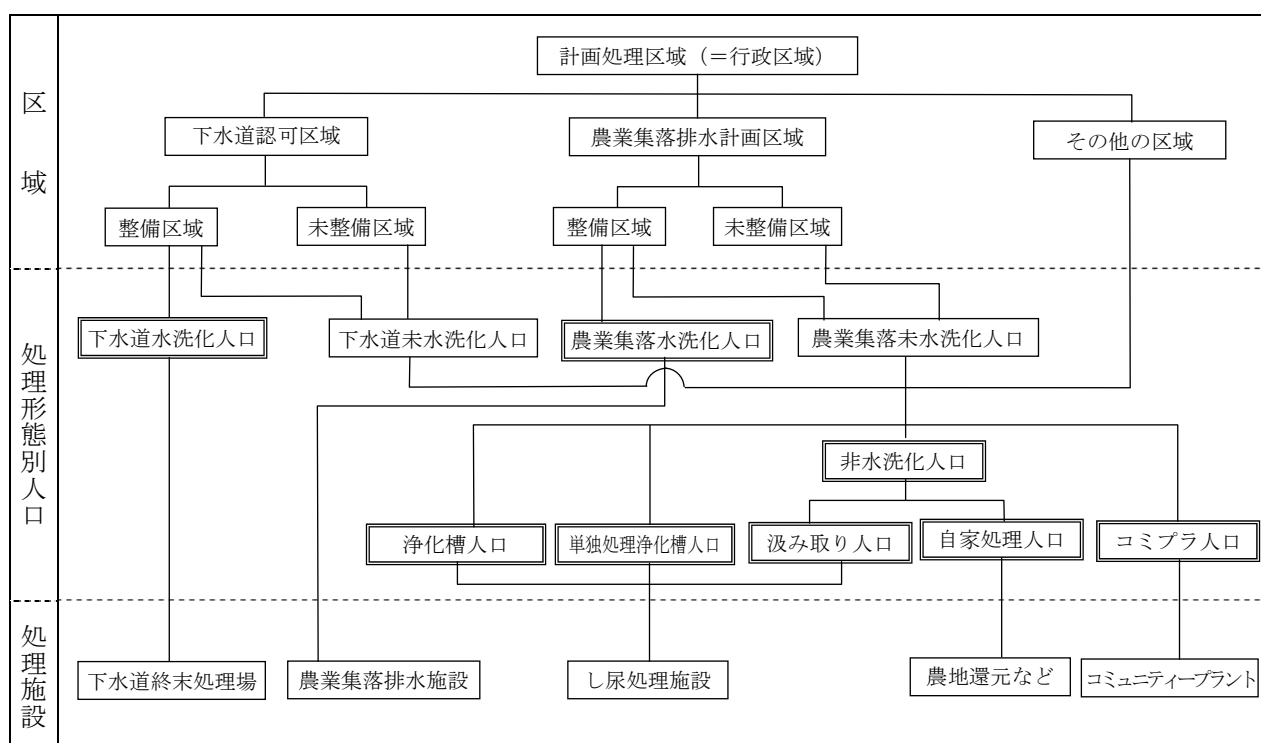


図 2-1-3 処理形態別人口

様似町における生活排水の排出状況は、表 2-1-1 のとおりであり、平成 21 年度において、計画処理区域内人口 5,273 人のうち、3,389 人については、公共下水道により生活排水を処理しています。

また、浄化槽については、平成 4 年度から事業を実施している「合併処理浄化槽設置整備事業」により普及促進に努めており、事業実施前に設置されている浄化槽や事業の対象となっていない浄化槽の使用人口を含め 262 人が生活排水を処理しています。

これらを合計した水洗化・生活雑排水処理人口は、3,651 人であり、計画処理区域内人口 5,273 人に対して 69%を占めています。

表 2-1-1 処理形態別人口

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
1 計画処理区域内人口	5,758	5,616	5,486	5,380	5,273
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,433	3,565	3,645	3,669	3,651
(1) コミュニティープラント	-	-	-	-	-
(2) 浄化槽	153	174	192	241	262
(3) 下水道	3,280	3,391	3,453	3,428	3,389
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	267	267	267	246	246
4 非水洗化人口	2,058	1,784	1,574	1,465	1,376
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	60%	63%	66%	68%	69%

※各人口は年度末値

2 公共下水道の現状

様似町の下水道事業は、平成 5 年に事業認可を取得後、平成 9 年、平成 13 年及び平成 15 年に区域拡大による変更認可を取得し、下水道整備を積極的に行っています。平成 21 年度末で 182ha について、下水道整備を完了しております。また、平成 22 年度には住民意向調査結果により、鶯苫地区(未整備)と平宇地区の一部(未整備)を下水道計画区域から除外するなど、全体計画の見直しを行うとともに、認可変更も実施する予定となっています。現在、策定中の下水道事業計画(案)の概要を表 2-2-1～2-2-2 に示します。

表 2-2-3 に過去 5 ヶ年の下水道事業による水洗化人口等の推移を示します。平成 21 年度末において全町人口 5,273 人に対し、3,890 人が下水道を使用できる環境(表中:処理区域内人口)にあり、そのうち 3,389 人が水洗化しています(表中:水洗化人口)。これを水洗化率で表すと 87%となります。

表 2-2-1 下水道事業計画の概要

区 分	全 体 計 画 (様似処理区)	認 可 計 画 (様似処理区)
事業期間	平成 5 年度～平成 32 年度	平成 5 年度～平成 27 年度
計画区域面積	195.0ha	195.0ha
計画人口	3,280 人	3,610 人
排除方式	分流式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

(資料:平成 22 年度 様似町特定環境保全公共下水道事業計画変更認可申請書(案))

表 2-2-2 下水道事業による計画面積

地区名		計画面積 (ha)	
		全体計画	認可計画
様似地区	西町地区	33.6	33.6
	本町・港町	32.0	32.0
	栄町	32.2	32.2
	大通・錦町	87.2	87.2
	計	185.0	185.0
平宇地区		10.0	10.0
合計		195.0	195.0

(資料:平成 22 年度 様似町特定環境保全公共下水道事業計画変更認可申請書(案))

表 2-2-3 下水道事業による水洗化人口等

年度	全町人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
平成 17 年度	5,758	4,222	73.3%	3,280	77.7%
平成 18 年度	5,616	4,140	73.7%	3,391	81.9%
平成 19 年度	5,486	4,013	73.1%	3,453	86.0%
平成 20 年度	5,380	3,959	73.6%	3,428	86.6%
平成 21 年度	5,273	3,890	73.8%	3,389	87.1%

※ 各人口は年度末値。

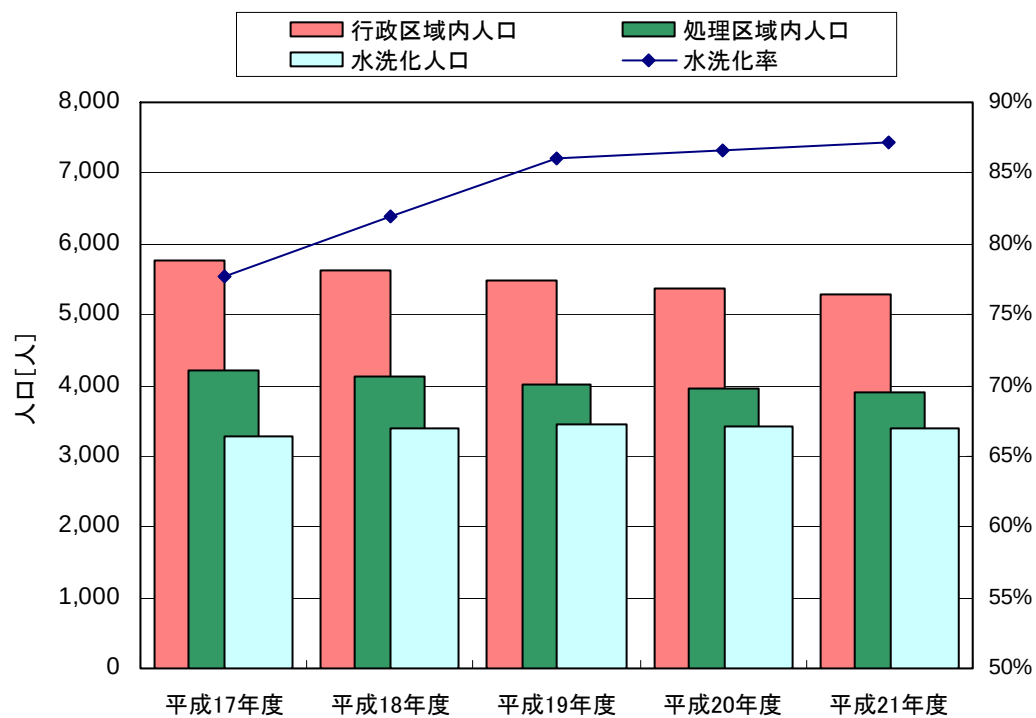


図 2-2-1 下水道事業による水洗化人口等の推移

3 浄化槽事業の概要

下水道事業による生活排水処理が困難な地域において、浄化槽の普及促進を図るため、平成4年度から浄化槽設置整備事業を実施しています。同事業は、下水道の計画区域外の地域で浄化槽を設置する場合に、浄化槽の設置人槽に応じて補助金を交付する制度です。表2-3-1に制度の概要を、表2-3-2に同事業による浄化槽の設置基数を示します。

表 2-3-1 浄化槽設置整備事業の概要

補助対象地域	鵜苫の一部、西様似、朝日丘の一部、岡田、田代、平宇の一部、冬島、幌満、旭及び下水道計画外地域	
補助限度額	人槽区分	補助限度額
	5人槽	450,000円
	6,7人槽	600,000円
	8～10人槽	950,000円

表 2-3-2 浄化槽設置整備事業による設置基数

(基数)

年度	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	計
平成4年度		1			1	2
平成5年度		1		3	1	5
平成6年度						0
平成7年度		1				1
平成8年度		2	1			3
平成9年度	1				1	2
平成10年度				1		1
平成11年度				1		1
平成12年度			1	1	1	3
平成13年度	3		1			4
平成14年度			3		1	4
平成15年度	1		3			4
平成16年度	3		7			10
平成17年度						0
平成18年度	10		6		1	17
平成19年度	3		3			6
平成20年度			4			4
平成21年度			5			5
計	21	5	34	6	6	72

第3 生活排水処理計画

1 生活排水処理に係る理念、目標

最近、特に生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、流れる水に清流がよみがえり、蜚が飛び交い、ヤマメなどが泳ぎまわる澄んだ川の復活をめざすものとします。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

本町では、自然的、社会的及び経済的な諸条件をいかし、住民生活の安定と福祉の向上を基本理念としたまちづくりを推進しているところであり、生活排水についても、下水道の整備によって公共水域の汚濁防止ならびに水洗化による生活環境の改善に寄与しているところであります。今後とも生活排水の適正処理を図っていくため、生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。

生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ① 人口集中地域については、特定環境保全公共下水道事業計画にしたがい整備を進めます。
- ② 下水道処理区域における未水洗化の住宅については、下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 下水道処理区域以外では、助成制度によって浄化槽の普及を進めていきます。
- ④ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案して下水道への接続、浄化槽への転換の指導等を促します。

3 目標年次

目標年次については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）が参考となります。

目標年次

本計画の目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

〔解説〕

計画目標年次は、原則として計画策定時から10～15年程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度を図り、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに又は諸条件に大きな変動があった場合等においては基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

生活排水処理基本計画における目標年度は、策定指針に基づき、平成23年度を計画の開始として、15年後にあたる平成37年度までを計画期間とします。

また、5年毎に中間目標年次を設定し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
内 容	計 画 策 定	第1期				中 間 目 標 年 次	第2期				中 間 目 標 年 次	第3期				計 画 目 標 年 次

図 3-3-1 本計画の期間

4 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、行政区域全域とします。

表 3-4-1 計画処理区域

区 分	面 積
行 政 区 域 面 積	364.33 km ²
計 画 処 理 区 域	364.33 km ²
計 画 外 区 域	0 km ²

5 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、下表のとおりです。

表 3-5-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	様似町
(2) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	日高東部衛生組合

※生活雑排水の処理を促進するため、単独処理浄化槽は、廃止するよう指導していく。

6 生活排水の処理計画

6-1 生活排水の処理の目標

「生活排水処理に係る理念、目標」を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区に実情に対応した処理方式を採用するものとししました。

表 3-6-1 生活排水の処理の目標

区 分	現在 平成 21 年度	目標年次 平成 37 年度
1. 行政区域内人口	5,273 人	3,900 人
2. 計画処理区域内人口	5,273 人	3,900 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,651 人	3,308 人
4. 生活排水処理率	69%	85%

表 3-6-2 生活排水の処理の目標の内訳

(単位：人)

区 分	現在 平成 21 年度	目標年次 平成 37 年度
1. 計画処理区域内人口	5,273	3,900
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,651	3,308
(1) コミュニティープラント	0	0
(2) 浄化槽	262	468
(3) 下水道	3,389	2,840
(4) 農業集落排水施設	0	0
3. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	246	111
4. 非水洗化人口	1,376	481
5. 計画処理区域外人口	0	0

6-2 生活排水を処理する区域及び人口等

(1) 処理区域

本町が浄化槽、下水道を検討していく地域については、地区の特性、周囲の環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティーを最小単位としてユニット及び区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方法を定めることとし、既に整備を行っている特定環境保全公共下水道事業については、特定環境保全公共下水道全体計画に従い下水道計画区域を定めるとともに、下水道法に基づく事業計画（認可計画）区域について下水道整備を進めていきます。

下水道計画区域以外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することとし、「様似町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により浄化槽の設置促進を図ります。

以上、生活排水を処理する区域について、巻末「様似町生活排水処理計画図」で示します。

(2) 計画処理区域内人口

様似町の人口は、出生率の低下並びに就労の場の不足などによる都市部への人口流出などを主な要因として毎年減少しています。このような自然動態及び社会動態は、今後とも減少傾向が続くものと考えられます。このため、第8次様似町総合計画では、平成32年度における人口を4,310人と設定しています。

本計画においても総合計画との整合を図り、平成32年度において4,310人とします。また、平成32年以降、本計画の目標年次までは、一定の減少率で減少するものとししました。

表 3-6-3 行政区域内人口の推計※
(単位：人)

年度	人口	年度	人口
平成 22 年度	5,250	平成 30 年度	4,500
平成 23 年度	5,160	平成 31 年度	4,400
平成 24 年度	5,060	平成 32 年度	4,310
平成 25 年度	4,970	平成 33 年度	4,220
平成 26 年度	4,880	平成 34 年度	4,140
平成 27 年度	4,780	平成 35 年度	4,060
平成 28 年度	4,690	平成 36 年度	3,980
平成 29 年度	4,590	平成 37 年度	3,900

※1 平成 23 年度から平成 31 年度まで、平成 21 年 9 月実績 5,347 人と平成 32 年度 4,310 人とで直線補間した。

※2 平成 33 年度以降は、平成 23 年度から平成 32 年度までの年平均減少率 2.0%で減少するものとした。

(3) 整備計画

集合処理する区域

特定環境保全公共下水道は、下水道事業計画に基づき整備を行います。

本計画では、下水道による水洗化人口を以下のとおり設定し、算出します。

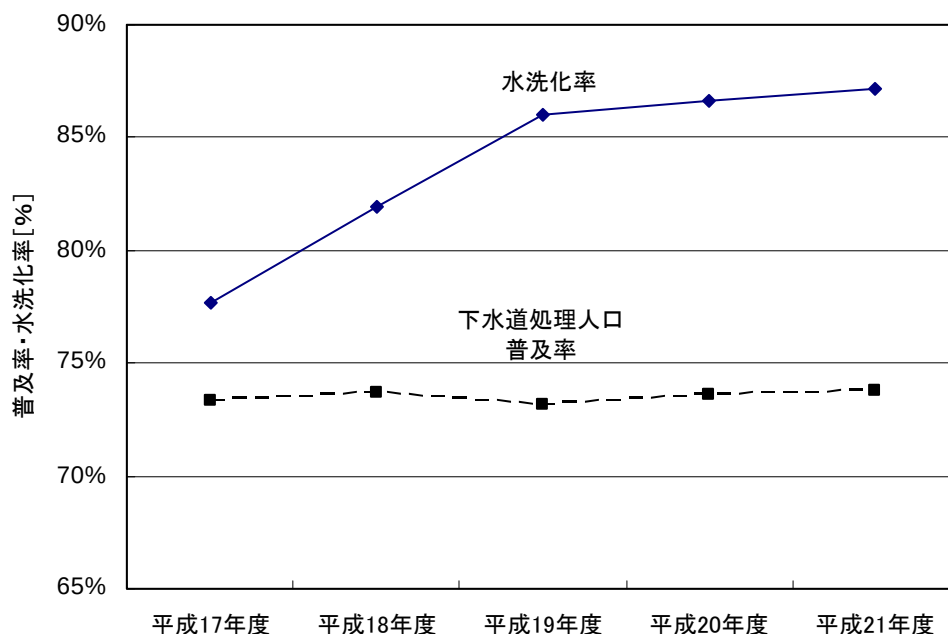


図 3-6-1 下水道処理人口普及率・水洗化率の推移

下水道水洗化人口の算出に当たっては、まず下水道処理区域内人口を設定します。下水道処理区域内人口は、行政区域内人口に下水道処理人口普及率を乗じて算出します。ここで、下水道処理人口普及率は、今年度策定中の下水道事業計画に基づき、平成 32 年度において 76%に設定します。

下水道処理人口普及率：76%（下水道事業計画より）

下水道処理区域内人口＝行政区域内人口×下水道処理人口普及率（76%）

次に水洗化率を設定します。過去 5 ヶ年の水洗化率を図 3-6-1 に示しますが、毎年度着実に増加しているものの、平成 19 年度以降、増加率の伸びが小さくなっています。この状況を勘案して、平成 19 年度からの 3 ヶ年の実績から直線回帰式によって水洗化率を設定し、下水道処理区域内人口に乗じて水洗化人口とします。

水洗化率の直線回帰式：水洗化率＝ $0.0054 \cdot x + 0.8551$

下水道水洗化人口＝下水道処理区域内人口×水洗化率

以上から、下水道による水洗化人口の見通しを表 3-6-4 に示します。

表 3-6-4 下水道による水洗化人口の見通し

年度	全町人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
平成 21 年度 (実 績)	5,273	3,890	73.8%	3,389	87.1%
平成 22 年度	5,250	3,885	74.0%	3,407	87.7%
平成 23 年度	5,160	3,829	74.2%	3,377	88.2%
平成 24 年度	5,060	3,765	74.4%	3,343	88.8%
平成 25 年度	4,970	3,708	74.6%	3,311	89.3%
平成 26 年度	4,880	3,650	74.8%	3,278	89.8%
平成 27 年度	4,780	3,585	75.0%	3,241	90.4%
平成 28 年度	4,690	3,527	75.2%	3,206	90.9%
平成 29 年度	4,590	3,461	75.4%	3,167	91.5%
平成 30 年度	4,500	3,402	75.6%	3,130	92.0%
平成 31 年度	4,400	3,335	75.8%	3,085	92.5%
平成 32 年度	4,310	3,280	76.0%	3,054	93.1%
平成 33 年度	4,220	3,207	76.0%	3,002	93.6%
平成 34 年度	4,140	3,146	76.0%	2,964	94.2%
平成 35 年度	4,060	3,086	76.0%	2,922	94.7%
平成 36 年度	3,980	3,025	76.0%	2,880	95.2%
平成 37 年度	3,900	2,964	76.0%	2,840	95.8%

個別処理する区域

個別処理する区域は「浄化槽設置整備事業」により浄化槽の普及を図ります。これまでの助成基数から毎年 4 基を目標として、平成 23 年度から 15 年間で 60 基を設置するものとします。

浄化槽による処理人口は、1 基当たり 3 人が使用するものとして整備目標基数より個別処理区域における浄化槽人口を算出します。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{単年度} & : & 4 \text{ 基/年} \times 3 \text{ 人/基} = 12 \text{ 人/年} \\
 \text{15 年間} & : & 12 \text{ 人/年} \times 15 \text{ 年間} = 180 \text{ 人}
 \end{array}$$

単独処理浄化槽による処理人口は、平成 21 年度末で 246 人が見込まれます。単独処理浄化槽は、集合処理区域については下水道への接続を、個別処理区域については浄化槽への転換を図り、住みよい環境をめざします。

将来見通しについては、平成 21 年度に廃止された単独処理浄化槽が 3 基（住宅用途に限る）となっていますので、今後も 3 基ずつ減少するものとし、1 基当たり 3 人が使用するものとして減少させます。

単年度 : $-3 \text{ 基/年} \times 3 \text{ 人/基} = -9 \text{ 人/年}$
 15 年間 : $-9 \text{ 人/年} \times 15 \text{ 年間} = -135 \text{ 人}$

以上の計画から、処理形態別人口の年度別推移を図 3-6-2、表 3-6-5 に示します。

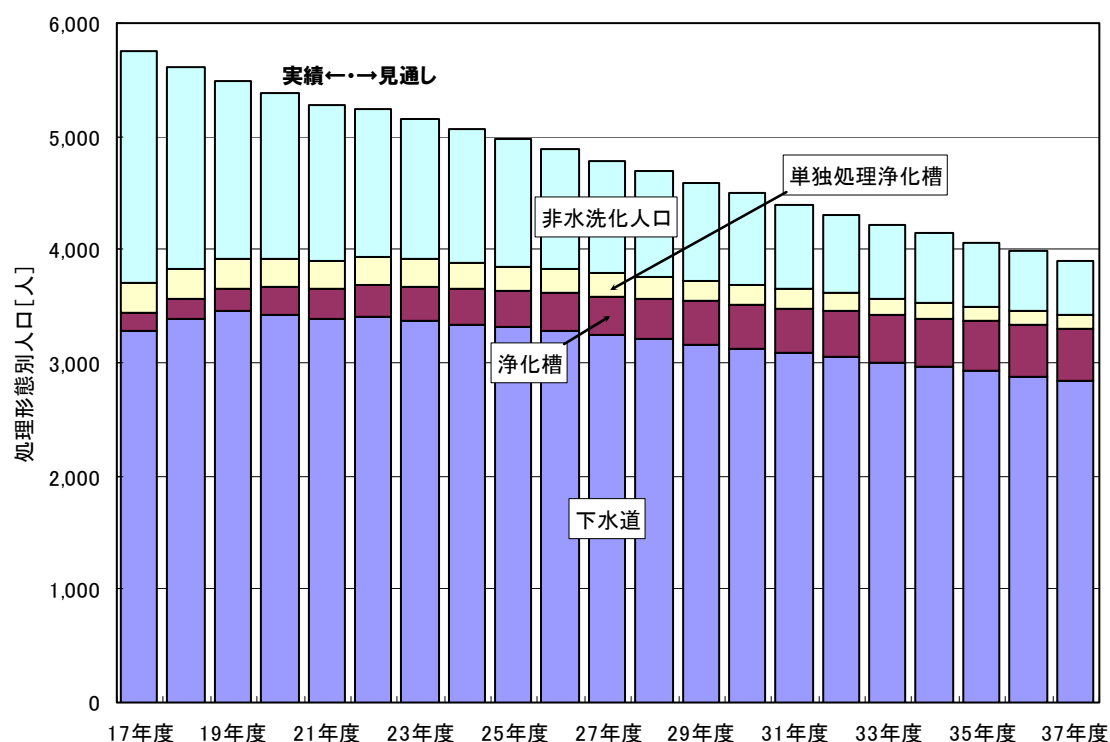


図 3-6-2 処理形態別人口の推移

表 3-6-5 処理形態別人口の見通し

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1 計画処理区域内人口	5,250	5,160	5,060	4,970	4,880	4,780
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,695	3,677	3,655	3,635	3,614	3,589
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-	-
(2) 浄化槽	288	300	312	324	336	348
(3) 下水道	3,407	3,377	3,343	3,311	3,278	3,241
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	246	237	228	219	210	201
4 非水洗化人口	1,309	1,246	1,177	1,116	1,056	990
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	70%	71%	72%	73%	74%	75%

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1 計画処理区域内人口	4,690	4,590	4,500	4,400	4,310
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,566	3,539	3,514	3,481	3,462
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-
(2) 浄化槽	360	372	384	396	408
(3) 下水道	3,206	3,167	3,130	3,085	3,054
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	192	183	174	165	156
4 非水洗化人口	932	868	812	754	692
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	76%	77%	78%	79%	80%

区 分	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
1 計画処理区域内人口	4,220	4,140	4,060	3,980	3,900
2 水洗化・生活雑排水処理人口	3,422	3,396	3,366	3,336	3,308
(1) コミュニティプラント	-	-	-	-	-
(2) 浄化槽	420	432	444	456	468
(3) 下水道	3,002	2,964	2,922	2,880	2,840
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	147	138	129	120	111
4 非水洗化人口	651	606	565	524	481
5 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-
(生活排水処理率)	81%	82%	83%	84%	85%

第4 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

本町のし尿の収集・運搬は、業者に委託しており、浄化槽汚泥の収集・運搬については許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、全量を日高東部衛生組合（三町の一部事務組合）のし尿処理施設で処理しています。

この施設は、昭和42年5月竣工の好気性消化方式による54kl/日の施設ですが、施設の老朽化が進んでいることと、浄化槽汚泥が投入量の20%以上を占め、今後も増加する見込みであることから、現有施設における処理が難しくなっています。

し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水汚泥にした後、浦河町の一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

表 4-1-1 し尿処理施設の概要

施設名	日高東部衛生センター	設置主体	日高東部衛生組合
施設所在地	浦河町字西幌別 276 番地		
公称能力	54 kl/日	対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	好気性消化	放流水質	BOD 30 mg/l S S 70 mg/l

2 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表4-2-1、図4-2-1に示します。

し尿は、平成21年度でやや増加したものの、減少の傾向にあります。一方、浄化槽汚泥の排出量は、平成19年度が少なく、平成20年度に多くなるなど、ばらつきがありますが、過去5年間の平均では約310 kl/年となっています。

表 4-2-1 し尿・浄化槽汚泥の排出実績

(単位：kl/年)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
し尿処理量	1,631.8	1,542.2	1,376.6	1,288.0	1,330.7
浄化槽汚泥量	315.3	307.7	245.7	402.1	298.9
合 計	1,947.1	1,849.9	1,622.3	1,690.1	1,629.6
1 日当たり処理量 (kl/日)	5.3	5.1	4.4	4.6	4.5
1 人 1 日 平均 し 尿 排 出 量 (l/人・日)	2.17	2.37	2.40	2.37	2.60

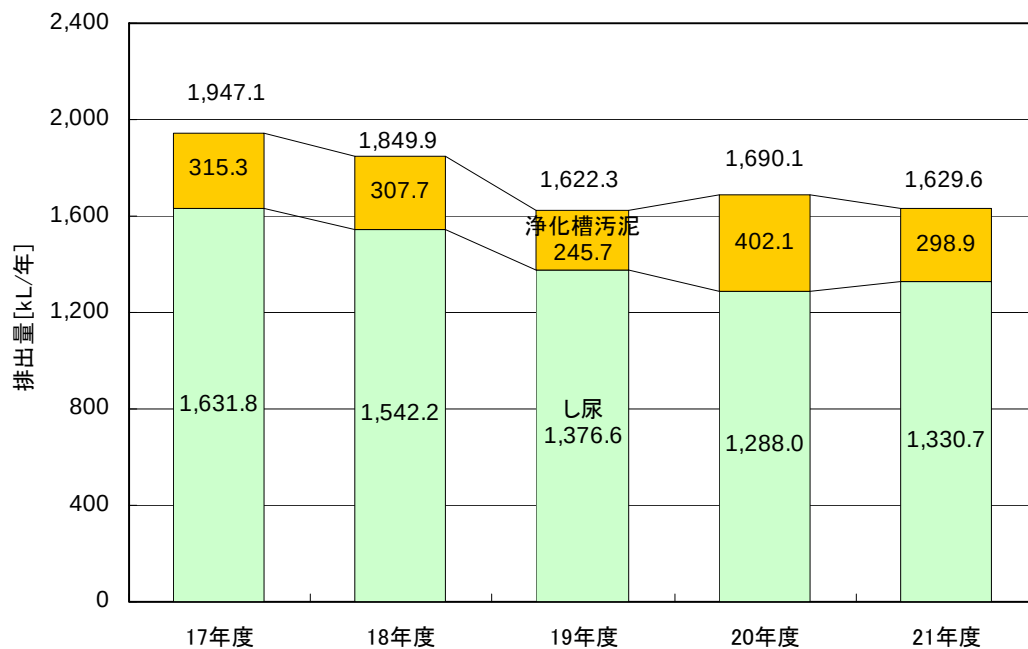


図 4-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬、最終処分については、当面は現在の形態で実施するものとします。

一方、日高東部衛生組合し尿処理施設は老朽化が進んでおり、また、浄化槽汚泥量の増加に対応するとともに、処理水質の向上を図るため、施設整備計画の策定が必要となっています。このため組合及び構成町と協議を進めていきます。

なお、し尿処理施設で得られる汚泥は、有機質に富んだ良質な汚泥であり、農家と連携をとって、その有効利用を図るものとします。

4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、表 3-6-5 で示した処理形態別人口の推移に基づき推計します。

し尿については、非水洗化人口にし尿の原単位を乗じて算出します。原単位については、表 4-2-1 に示したように平成 21 年度で増加しているため、平成 21 年度の実績より 2.6 l/人・日とします。

$$\text{し尿量 [kl/年]} = \text{非水洗化人口 [人]} \times 2.6 \text{ [l/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3}$$

浄化槽汚泥については、事業所や観光地などに設置されている非定住者が使用する浄化槽からの汚泥が含まれます。これら浄化槽からの汚泥も引き続き排出されますので、平成 21 年度の排出量実績をベースとして、処理形態別人口の増減数に浄化槽汚泥の一般的な原単位を用いて、今後の増減量から推計するものとします。

浄化槽汚泥の一般的な原単位としては、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」（社団法人全国都市清掃会議）で示されている事例から設定します。

単独処理浄化槽汚泥（分離接触ばっ気式）	0.85 l/人・日
合併処理浄化槽汚泥（小型合併処理浄化槽）	1.8 l/人・日

$$\text{浄化槽汚泥増減量 [kl/年]} =$$

$$\text{浄化槽人口の増減数 [人]} \times 1.8 \text{ [l/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3}$$

$$+ \text{単独処理浄化槽人口の増減数 [人]} \times 0.85 \text{ [l/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3}$$

$$\text{浄化槽汚泥量 [kl/年]} =$$

$$\text{前年度の浄化槽汚泥量 [kl/年]} + \text{浄化槽汚泥増減量 [kl/年]}$$

以上から、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表 4-4-1 に示しますが、し尿量は大きく減少する一方、浄化槽汚泥量はわずかながら増加する結果となっています。

表 4-4-1 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

(単位：kl/年)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
し 尿 量	1,266	1,205	1,138	1,079	1,021	958
浄化槽汚泥量	317	322	327	332	337	342
合 計	1,583	1,527	1,465	1,411	1,358	1,300
一日当たり処理量 (kl/日)	4.3	4.2	4.0	3.9	3.7	3.6

区 分	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
し 尿 量	901	840	785	729	669	630
浄化槽汚泥量	347	352	357	362	367	372
合 計	1,248	1,192	1,142	1,091	1,036	1,002
一日当たり処理量 (kl/日)	3.4	3.3	3.1	3.0	2.8	2.7

区 分	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
し 尿 量	586	546	507	465
浄化槽汚泥量	377	382	387	392
合 計	963	928	894	857
一日当たり処理量 (kl/日)	2.6	2.5	2.4	2.3

第5 その他の計画

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知を図るものとします。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。